

多摩川現流域の山岳信仰と自然保護に
関する調査・研究

2005年

長野 覺

元・跡見学園女子大学文学部講師

目 次

まえがき	1
I. 樹木禁伐の山岳信仰聖域を水源とした多摩川	2
II. 御嶽山信仰と自然保護	2
1. 武州御嶽山の信仰史概要	2
2. 御嶽山聖域の樹木禁伐による自然保護	6
3. 明治維新・神仏分離令と以後の自然林（原環境）の消失	8
III. 三峰（峯）山信仰と自然保護	11
1. 三峰（峯）山の信仰史概要	11
2. 三峰山神領の稜山・御林山の樹木伐採と神木の守護	15
3. 明治維新の神仏分離令と上知令以後の自然林伐採	17
IV. 金峰山信仰と鐘乳洞信仰の敷衍 ^{ふえん} による多摩川最奥域の自然保護	21
1. 金峰山信仰に基づく修験行場としての自然保護	21
2. 倉沢・日原鐘乳洞の聖域化による自然保護	25
V. 原環境を必要とする御巢鷹山の多かった多摩川源流域	29
1. 鷹狩（放鷹）の概略史	29
2. 江戸に雛鷹を供給した多摩川源流域の御巢鷹山	30
3. 鷹場となった武蔵野台地の村々と御鷹場御法度	33
結び	38
参考文献・資料	42
図目次	44
写真目次	44
図1・2・6・12（他の図は総て本文中に掲載）	45～48

付 平成15年6月22日 歴史地理学会 共通テーマ『宗教文化の歴史地理』
於 茨城大学 研究発表資料 No. 1～No. 6
「多摩川源流域の山岳信仰と自然保護」
(とうきゅう環境浄化財団研究助成による)

まえがき

近代文明の中で人間が常住するアメニティな環境として、景観的にも健康的にも、豊かな植生の森、特に自然林の存在は鮮明なメルクマールとなる。日本の国土面積 (37.8万km²) の66.2%は森林である (1994年林野庁調)。世界の先進国で60%以上を森林が占める国は、農牧業に不利なフィンランド (68.6) とスウェーデン (62.2) の北欧2か国のみである。開発の遅れた発展途上国においても日本を上回る比率の国は、アジアではカンボジア・マレーシア、アフリカのガボン・カメルーン・コンゴ民主共和国・中央アフリカ、南米のガイアナ・スリナム、オセアニアのパプアニューギニア・ソロモン諸島など10か国である (太平洋中のミニ国家を除く)。要するに地球上で日本以上の森林面積率の国家は国連加盟約180か国のうち10数か国にすぎない。

しかし欧米の先進諸国も、かつては豊かな森林に覆われていたことは、自然景観の変遷史で明らかにされている。現在もパリ市街に接したブーローニュ森林公園をはじめ、郊外の緑地を見ればヨーロッパ大平原の過去の景観が想像できる。しかしその広大な森は伐採されて農牧地となった。因みに日本の農牧地面積率は13.4%であるが (1994年)、イギリス69.8、デンマーク62.5、フランス54.6、イタリア52.0、ドイツ48.5%。開拓の新しいニュージーランド63.9%などの例からも、森林伐採によって農牧地を拡大したことが明らかである (FAO 生産年鑑、1995年)。

日本のように集約的な農業開発の歴史が古く、人口稠密な近代工業国でありながら、国土の過半が森林で、しかも森林の46%は自然林 (林野庁調) であるという自然景観は、現代世界の奇蹟といっても過言ではない。

以上のような国際的比較から明らかなように、日本列島に広域の森林が残されていることは注目されるべきことであるが、更に驚かされるのは、日本の中でも20世紀に特に都市化が進んだ東京中心の1都3県 (東京・埼玉・神奈川・千葉の一部) は、約1.4万km²に3300万人、1km²当り2435人 (1998年) という超過密地域となっていながら、東京都心から直線距離で僅か50kmにして広域の山岳自然林地帯となる。正にそこから奥地が本課題の対象とする多摩川源流域である。行政域は東京都奥多摩町、青梅市・埼玉県大滝村の一部、山梨県丹波山村、小菅村・塩山市の一部に該当する (図1、P.45)。

環境庁 (省) の第6回自然環境保全基礎調査 (1999・2000年) による『2000年日本の巨樹・巨木のすがた』 (全国巨樹・巨木林会2002年7月) によれば、市町村別に巨木 (地上約1.3mの樹幹周3m以上) の最も多い第1位は、東京都奥多摩町 (891本)、2位は東京都御蔵島村 (649本)、3位秋田県角館町 (444本) である。開発・都市化の急進した東京都で、巨木数日本一の自然林が残されている多摩川源流域の存在は誠に貴重である。そしてこの自然景観は決して放置し残されたものではない。資源として伐採の欲求を排除しながら残されたものである。それは具体的にどのような力であったのか、その実態を解明するのが本調査・研究の課題である。

多摩川源流域は地形条件による車道の制約から、長時間の徒歩調査を必要とし、天候による規制もあって非効率極まりなかった。しかしその成果を歴史地理学会で発表し（2002年6月、『多摩川源流域の山岳信仰と自然保護』）、ここに報告書を作成し得たことは、平成10年・11年度に及ぶ「とうきゅう環境浄化財団」の研究助成の賜ものである。また現地調査に当っては前記の多摩川源流域の市町村をはじめ、東京都水道局、御岳山神社、三峯山神社、金櫻神社、長年にわたる奥多摩研究者・安藤精一氏、三峰神社史集成に尽力された横山晴夫氏、多摩地域の貴重な資料・文献を数多く提供下さった角田清美氏、現地探査に協力下さった伊村正徳氏、貫江博之氏。調査・研究成果の整理・地図化・資料化などに協力下さった駒澤大学院生の児玉傑互・中村剛・中村洋介氏をはじめ、調査各地でその都度お世話になった多くの方々のお蔭であり、ここに改めて謝意を表します。

I. 樹木禁伐の山岳信仰聖域を水源とした多摩川

開発された地域の中や隣接地において自然林が残された理由を一般通念から言えば、①峻険な地形とか、樹木の繁茂に不適な地質・土壌、寒冷な気候などの自然的条件。②商品性に乏しい林相・樹種や、輸送の不便など経済的条件が指摘される。しかし見落とし勝なことは、③山岳信仰（神道・仏教・修験道）による聖域化によって自然が保護（守護）されてきた歴史的伝統の存在である。

明治維新の神仏分離令や、明治5（1872）年の修験道廃止令によって山岳信仰は著しい打撃を受けて衰退することになるが、それでもなお、特に地元の人たちによって伝統が生き続け、自然崇拜を母体とする山岳信仰が維持される場合、その聖域には自然林が広く守護されて残る結果となる。これは多摩川源流域のみならず、全国的に共通しており、東北地方の出羽三山、近畿地方の紀伊山地（大峰山）、九州地方の英彦山をはじめ、奥多摩周域でも図2（P.46）で明らかのように、両神・甲武信ヶ岳山地、大山・丹沢山地、富士山、箱根山などに認められる。

多摩川流域については、御嶽山・雲取山（三峰山の主峰）・甲武信ヶ岳・金峰山・大菩薩嶺など、古くから神仏習合した修験道の山岳聖域に囲まれている。また石灰岩質の山が散在して鐘乳洞があると、山里に近い溪谷部まで胎内信仰で聖域化された。日原の鐘乳洞のように周域は一石大権現の聖域となっているのはその例である。以下はそれらの実態を考察することにした。

II. 御嶽山信仰と自然保護

1. 武州御嶽山の信仰史概要

本調査・研究の対象地域とした多摩川流域は、いわゆる奥多摩とほぼ同域である。その奥多摩の入口に、古くから崇拝された御嶽山がある。主祭神の日本武尊を祀る山頂の標高

は920mであるから高山とは言えない。むしろ登りやすい山ともいえる。ところが御嶽山は孤立峰ではなく、山嶺は西方に向かって大岳山(1266m)、御前山(1405m)・三頭山(1531m)・大菩薩嶺(2057m)と奥深い多摩川の水源地山岳が連なっている。

また山名の「ミタケ」は、通常の「ヤマ」ではない尊厳性をもっている。妻のことを敬愛をもって「山の神」と呼ぶ一方、その父を「岳父」とよぶのは周知のことである。鏡味完二によれば、北海道を除く日本列島で、1万867の山名がある(国土地理院、5万分ノ1、2.5万分ノ1地形図から採録)。その75.9%(8245)は語尾に「山」(ヤマ・サン・セン)が付く。それに対して岳・嶽(タケ・ダケ)は13.6%(1477)であり、残りは「森・峰・丘」など5.8%(598)となっている。つまりタケは普通のヤマとは区別された尊厳性のある山姿や由緒をもつ存在といえる。

殊に御嶽山は山名の語尾ではなく、山名そのものが「ミタケ」であり、ミタケサンのサンは後に付加されたと考えられる。かつて国々には一つの「クニミタケ」があったとされていることから、他国のミタケと区別されるように奥多摩のそれは武州(武蔵)御嶽山と記すことが多い。そして祭神の日本武尊は、大和朝廷による国土統一時代に筑紫から東国まで活躍した英雄皇子とされており、東国遠征の途次、御嶽山付近で道に迷ったところを白狼に導かれて展望の効く山頂に至り、東国へ向かうことが出来たと山の縁起は伝えている。御嶽山頂からは関東八州が展望され、古代に行われた国見の山としても重要な位置を占めていたと考えられる。

史実としては延喜式神明帳(927年編纂)の「おおまとのつのあま大麻止乃豆乃天神社」の神体山に比定されており、平安時代前期には旧暦2月4日の祈年祭(豊穰祈願)に公的な奉齋がなされていたことがわかる。社伝による御嶽山神社の創建は崇神天皇7年とされていたり、寺院は聖武天皇の天平8(736)年に行基菩薩が、大和のかねのみたけ金峯山から蔵王権現を勧請したとするが、おそらく蔵王(菩薩)については、7世紀に実在して大峰山を開いたえんのおづね えんのぎょうじや役小角(役行者)が、吉野の金峯山で蔵王権現を感得し祀ったということが初見とされており、そのことが混在したものと思われる。

鎌倉時代になると、幕府の置かれた鎌倉から御嶽山は直線距離にして約60kmの近接さである。源頼朝の縁者として、嘉禄2(1226)年に4代将軍となった九条頼経は36貫文の地を寄進したり、山麓にあった前記の式内社を山上に合祀し、御嶽大権現として崇拝されるようになった。権現とは神仏習合の思想で、本地(インド)の仏が日本では仮(権)に神となって現われるとしたほんちすいじやくせつ本地垂迹説に基づく信仰であり、平安時代後期から全国的に普及した。その推進者をしゅげんじや げんざ やまぶし修験者(験者・山伏)と称し、山岳の大自然に身を投じて穀断ち・水断ちなどの厳しい修行(十界修行)を重ね、神仏の超能力を身に帯して人々の願望に応えようとした。その根本霊場は吉野・金峯山から熊野三山(本宮・新宮・那智山)を結ぶ世界遺産となった大峰山(紀伊山地)である。おそらく武州御嶽山から大菩薩嶺に至り、三峰山側からの山嶺を笠取山で合体し、甲武信ヶ岳(2475m)・国師ヶ岳(2592m)・金峰山(2599m)に至る山岳は、大峰山に準らえたさんかくとそう みわいり にゅうぶ山岳抖擻(峰入・入峯)の聖域として、各地から修験者

たちが入山したと考えられる。

中世までの修験者たちは僧や神主と異なり、寺や神社に定住することなく、修験道の開祖とされる役行者ゆかりの霊山などを巡行し、各霊山の寺社に寄留（客僧）する従属的な地位に置かれることが多かったようである。

御嶽山では鎌倉時代中期に創建されたという新義真言派の金峯山世尊寺の勢力が強かったと齋藤典男氏は考察している。

鎌倉・南北朝・室町時代にかけては、延文4（1359）年に足利尊氏の子、義詮の神馬奉納や、弟の基氏による社殿修復などが天下の有力者の信仰を物語っている。また御嶽山を取り囲むように、武蔵武士の総棟梁といわれる実力者の秩父庄司畠山重忠をはじめ、青梅勝沼城主の三田氏の信仰が厚かった。三田氏は応永24（1417）年に御嶽山神領として5000石を寄進したとされており、当時の石高から考えると「奥多摩地方全域が御嶽山の神領であったとみなければならぬ」と齋藤典男氏は指摘している。

戦国時代になると、三田氏と血縁関係で結ばれた御嶽権現社の神主・浜名氏が台頭し、そのため世尊寺の存在が相対的に低下して社僧と神主の勢力・発言力が逆転の兆しを見せ始める。このことは近世・江戸時代に入って鮮明となる。

近世に入ると、徳川家康は御嶽山の存在を重視し、山上の1里四方と朱印地30石を安堵した。慶長10（1605）年には社殿の正面を南向から江戸を望む東向に改修し、江戸城の守護神として崇敬した（写1）。



写1 御嶽神社



写2 御嶽山上集落

江戸時代に幕藩体制が確立し、宗教統制も強化されると、御嶽山内では世尊寺を中心とする社僧と、御嶽山大権現社の神主と、山岳霊場に寄生的な存在であった修験者が定着して御師となり、御嶽山上に仏教・神道・修験道の聖職者が共住する山岳宗教集落（写2）が形成され、一山の祭事を分担した。

江戸時代は諸国に城下町が建設され、新田の開発や殖産の奨励などで民衆の生活は戦国時代とは一転して向上した。その余裕と山岳霊場からの積極的な勧誘・勧化によって、民衆は「講」を結んで旅費を出し合い、祈願と慰安を兼ねた山岳登拝ブームが全国的に盛んとなった。

御祭日			
新穀感謝祭	秋流例	流馬祭	例祭
十一月廿三日	十一月五日	九月廿九日	五月八日

武蔵国御嶽神社太占祭一月三日																		
た	茶	く	か	あ	う	ふ	ね	い	大	さ	ぶ	に	を	小	大	そ	小	大
ば	ひ								こ	つ	ぼ	ん	か					
こ	は	こ	さ	り	す	ぎ	も	ん	ま	う	ん	ぼ	豆	豆	を	麥	麥	い
十一	八	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト

昭和五十一年

図3 武蔵国御嶽神社太占祭の作柄

御嶽山では太占ふとまにによる作柄の予察や(図3)、大口真神(お犬様)すなわち神獣として信仰する山犬(狼)に猪鹿除け、災難除け(図4)を祈願し、大々神楽を奉納するなど、江戸市中や関東一円からの御嶽山詣りが盛んとなった。特に行動力のある御師は広く民衆の中に入って師檀関係を結び、登拝してくる信仰者(檀那・檀家)を自宅に泊めて歓待した。また御師自身も檀家を廻って祈祷札などを配布して布施を得るなど、山と街・里の結びつきに最も貢献した。

江戸時代の御嶽山の一山組織は、大宮司を称した神主金井家、醍醐三宝院末の世尊寺、山上・山下の御師の三方で行事も行われた。この三方で特に自然保護、具体的には俗化させない御嶽山の森厳性守護の意志が強かったのは、山岳の大自然を行場としてきた伝統をもつ御師たち、特に山上御師(写2・3)の集団であった。その実態は次項で述べる。

西海賢二氏によれば、明治初期の資料ではあるが、御師と師檀関係をもった民衆(檀那)は関東を中心に東海、山梨なども含めて約15万人に及ぶ。その86%は山上御師の檀那、14%が山下御師の檀那であった。



図4 武蔵国御嶽山大口真神(お犬様)神札



写3 御師馬場家

現在も山上の御師集落の中に巨大な神代ケヤキ（幹周 8.2m）が残されているのは、御師たちが自然を崇拝した象徴といえる（写4）。

2. 御嶽山聖域の樹木禁伐による自然保護

御嶽山は俗世間と異なる霊山として、多くの登拝者から崇拝され、その期待に応えるべく山上に居住して、神道・仏教・修験道に帰依した神主・社僧・御師もまた、尊厳性をもつ御嶽山の自然環境を維持し保護するよう努力した。それは日常生活の中でも、聖域としての厳しい戒律による不自由に耐えることであった。その結果現在残されている自然林（天然林・原生林）の大部分は、長年にわたる自然植生の更新を重ねながら、概ね江戸時代からの景観を継承していると見做される。これは御嶽山に限らず、全国各地の霊山に残された自然林についても言えることである。



写4 御嶽山の神代ケヤキ

現在の御嶽山に残る自然林は比較的小面積であるが（図2）、これは明治維新の神仏分離令や明治4（1871）年の社寺領上知令によって、社寺境内地が狭められた結果、境内外となった自然林の伐採が急速化した為である。尤も神仏分離令や上知令以後の対応如何によって、自然林が広く残されているところや、殆んど消滅したところなど様々である。

それでは御嶽山の自然環境、特に自然植生を江戸時代はどのように守護していたのか、それを物語る資料によって検討することにした。

明暦4（1658）年の「一山掟」によれば、当時の御嶽山は大宮司金井家を筆頭とする神主、次いで真言宗世尊寺の社僧、その後に神主に従属的な御師というように三派（三方）があった。御師は正月元旦の権現社参について、自由参拝が出来ず、早朝から神主の所に集まって、そのうえで神主、社僧の後について参拝するという山内の秩序が示されている。そして山内の竹木については次のような厳しい掟があった。

「社中の竹木、猥りに伐り採る可からず候。もし堂社の破損修覆、其のほか入用の儀これ有るに於ては、奉行所まで伺い指図受ける可く候。勿論私用は伐採の儀、堅く停止の事」。この掟でわかるように、御嶽山の山林は社堂修覆の場合や必要のことがあっても、江戸幕府の寺社奉行までわざわざ伺いを立てなければならないほど厳重に禁伐されていたことがわかる。

また正徳4（1714）年には、御嶽山三方（神主方・社僧方・御師方）が自主的に次のような「当山内堅之事」すなわち堅く守るべきことを記録に残している。

「御公儀より下し置かせられ候御証文の通り、権現神木・立木の儀は申すに及ばず、枯

木・風折木なりとも、一切伐採申す間敷候。然る所、神木伐り候者これ有り候はば、其の木は権現様へ差し上げ、其の上、怠錢その時の科により、神主・社僧・御師相談にて、何程成とも差し出し申す筈に相定め申し候上は、速に相守り申すべく候、後日の為、仍って件の如し。

正徳四年きのへ午3月

神主大原修理、社僧世尊寺、御師左太夫・内匠・宮内（須崎家文書）

この「当山内堅之事」が決まって間もない享保5（1720）年、更に御師方36名の連判で、神主方筆頭の大原蔵人宛に次のような御師方の申し合わせを提出している。

定

1. 定日天下御祈祷出仕ノ事。右ノ出仕日、重眼輕穢ノ儀ハ各別、其外何分ノ私用御座候共、不参仕ル間敷候事。
1. 権現社中御道筋、御坂通竹木ノ事。右証文ノ通、立木ハ申スニ及バズ、枯木枝葉成リ共、伐リ申ス間敷候。
1. 神前御道掃除ノ事。右神前ヨリ両橋場迄、掃除人足差出シ申ス可ク候。
1. 火ノ許用心ノ事。右自分ハ申スニ及バズ、下男等ノ申付猥リニ仕間敷候。殊ニ御神事並ニ冬風立候節ハ、組々ヨリ相廻り相改申ス可ク候。
1. 徒頭組諸事判形ノ事。右謀計徒発並ビニ連判其他、山外入込ノ請合ガマシキ印形等堅ク仕間敷候。

右ノ通り相違御座無候。其他、公儀御法度ノ品々ハ申スニ及バズ、一山ノ古例相守り申ス可ク候。月次ノ神事、御祈祷日、懈怠仕ル間敷ク候。仍テ山中連判手形差上申候。如件。 掃部以下35名連署

享保五子年五月

御嶽山神主 大原蔵人様

御師が神主へ誓約の「定」を提出していることから、御嶽山における当時の神主に従属的な御師の地位がわかり、その御師が山の樹木について立木は勿論のこと、枯木・枝葉であっても伐採しない。神前、道筋の清掃も担当し、自然環境の浄化に務めていたことがよく判る。

ところで御嶽権現の管理権を握っていた神主方は、権現社の修覆・維持に多大な経費を再三必要とした。主な収入は参詣者の奉納する大大神染料や賽銭であり、経済的に苦しかった。社殿修覆費調達のため、延宝2（1745）年に江戸・護国寺で出開帳を行ったこともある。御嶽権現社が寺院で開帳するということから、仏像・仏画などが多かったと思われるが、意外に不評で却って借金を生じた。そのため神主方は一山の賽銭と、社木を伐採し、その売上金で修覆しようとしたが、社僧方と御師方は社木伐採に反対している。

しかしこの時反対した社僧方も世尊寺の修覆費に窮して明和3（1766）年に社木伐採の

願を寺社奉行に願い出たが、却って咎められ、世尊寺の住職日応は引責して暫時不住の寺となり、文政年間（1818～'30年）には廢寺となった。

以上のように御嶽山の社堂修覆をめぐる経費調達のため、常に神木・社木伐採が論議されており、その度びに神主・社僧・御師三方の思惑は異なる。すなわち権現社管理権を持つ神主方は修覆費調達の為には社木伐採を主張した。これに強く反対するのは常に御師方である。社僧方は右顧左眄しながら中立的であった。御師方は何故強く伐採に反対したのか。根本的には神主方の従属的地位から自立したいという抵抗意識のあったこと。また神主は御本社、社僧は世尊寺という御嶽山内の拠点に定着したのに対して、御師方は四季を通して江戸・関東・東海地方へ檀那獲得の牛玉札配布などに廻って、師檀関係を結ぶことで御嶽山への登拝を勧誘し、登拝して来た檀那の宿泊所を提供するなど、見聞が広いため御嶽山の自然環境が、俗世間と異なる尊厳性を持っていることを痛感していたと考えられる。その尊厳性こそ自然林であり、江戸・関東平野では消失した景観であった。

前に述べた神主方の主導で進められた延享元（1744）年に、江戸護国寺での出開帳が赤字となったので社木伐採して権現社修覆費に当てようとしたことに、強く反対した御師方の主張は、社殿も格別大破の所はなく、出開帳もそれほどの赤字ではないとした上で、「山林は先年も抜切り仕り候処故、木数少なく此の度またまた抜切り仕り候はば、殊のほか見苦しく罷り在り候云々」と述べており、御嶽山の景観の破壊を恐れていたことが判る。

江戸時代後期になると、御師たちの経済的地位が三方の中で最も優勢となると共に、山内での発言力も大きくなって行った。かつて神主に従属的であった御師は完全に対等もしくはそれ以上の存在となった。そして神主と御師の狭間となった社僧は相対的に最も凋落することになる。

しかし兎にも角にも御嶽山の自然環境が、霊山・聖域としての尊厳性を維持するために神木・社木の禁伐という規制によって保護されてきたことは間違いない。自然林をメルクマールとする原始的自然環境（原環境）の中だからこそ江戸時代には確実に山犬（狼）が生棲していたことは、三峰山博物館に日本狼の剥製が複数保存されていたり、御嶽山・三峰山・甲斐金峰山などで大口眞大神（お犬様）の符札が、五穀豊穡や災厄防除に験効ありという信仰で、広く流布されたことなどからも判る。

3. 明治維新・神仏分離令と以後の自然林（原環境）の消失

慶応4（1868）年3月13日の太政官布告、「此度、王政復古神武創業ノ始ニ基カセラレ諸事御一新、祭政一致ノ御制度ニ御回復遊セラレ候ニ付テ、先ハ第一神祇官御再興御達ノ上、追々諸祭奠モ興サセアラル可ク儀仰セ出サレ候。依テ此旨五畿七道諸国ニ布告シ、往古ニ立帰り諸家執奏配下ノ儀ハ止メラレ普ク天下ノ諸神社、神主、弥宜、祝、神部ニ至ル迄、向後右神祇官附属ニ仰セ渡サルノ間、官位ヲ初メ諸事万端、同官へ願立候様、相心得可ク候事。但…（略）…」

この太政官布告によって、従来の宗教体制が大きな変革を受けた。殊に江戸幕府のキリ

シタン禁制を徹底する為、寺請制度によって身分の如何を問わず住民は寺院と師檀関係を結んでいた。このため寺院・僧侶は幕府の末端支配機構的な存在として幕府の保護を受けていた。したがって倒幕を実現した明治維新政府にとっては、幕藩体制を支えた寺院と住民の密接な靱帯を極力排除する必要があった。そのため多くの日本人が平安時代以来受容してきた日本民族古来の神道と、外来の仏教を習合させて権現と称して信仰した本地垂迹思想を否定し、神と仏を分離して国民の信仰を神道に傾倒させようとした。この国家神道への宗教政策がエスカレートし、廃仏毀釈へと急進した例が全国的に見られる。

この神仏分離令が御嶽山にどのような影響をもたらしたのだろうか。その前提として神仏分離令そのものを記しておく必要がある。

慶応4年3月28日に神祇事務局からの通達。

一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王ノ類、其外佛語ヲ以テ神号ニ相对候神社少ナカラズ候、何レモ其神社ノ由緒委細ニ書付、早々申シ出ル可ク候事。但…（略）

一、佛像ヲ神体ト致シ候神社、以来相改メ申ス可ク候事。但シ本地杯ト唱ヘ佛像ヲ神前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等ノ類、差置候分ハ早々ニ取除キ申ス可キ事。

これを受けて御嶽山は早くも5月に次のように対応したことが議定書によって判る。

議定連印之事

今般勅命ニ依リ神武創業ノ始ニ基キ王政復古仰セ出サレ、中古以来諸社ノ向々、某々権現、或ハ牛頭天王、本地垂跡杯ト称シ、其外佛語ヲ以テ神号ト唱ヘ候神社ハ、其社ノ由緒ニ基キ称号相改メ、猶佛像ヲ社前ヘ置、又ハ鰐口、梵鐘、仏具等差置候分ハ、早々取除可旨、此外廉々仰セ出サレ候処、当社ノ儀モ中古以来仏像安置ノ堂舎、猶又仏具ヲ祭器ニ致シ候品モ之レ有リ候処、其俣差置候テハ違勅ノ筋ニ相成、恐入不容易儀ニ付、一同談判ノ上、仏具類一切取除、往古ノ自遷神道ニ復立、神務仕り候様取り極メ候条、左ノ通り。

一、蔵王権現ト奉称候処、前書ノ次第ニ付、以来ハ御嶽大神宮ト奉称候様致ス可キ事。

一、仁王ノ義ハ取片付、随神門と称シ、豊櫛、石間戸ノ両神ヲ祭祝致ス可ク候。

一、釈迦、地藏、観音等取片付申ス可ク候。

一、鰐口、梵鐘都テ仏具並ニ両部等、紛敷キ品ハ取除キ申ス可キ事。

一、二月八日祭礼ノ節、法花経、十六善神等仏具其ノ役々持来リ候得共、此分品替ニ致シ、法華経ハ当社神名附ト引替、十六善神ハ天孫降臨供奉三十二神ト引替申ス可シ。尤も祭礼式ノ義ハ前々仕来ノ通り壺番ヨリ十五番迄、順々ニ相立供奉致ス可キ事。

一、同祭礼ノ社領百姓ニ候為、大般若、大集経ハ是亦相談ノ上、外品ト引替申ス可キ事。

前書箇条ノ趣、神主殿へ相談ニ及ビ、弥御承知ノ上ハ、猶又社中一同連印ヲ以テ取極メ、右ノ品ハ廃止ノ上、神号相改メ、追テ其筋へ御届ケ申ス可ク筈、御師一同相違御座無クノ旨、後証ノ為、議定連印仍テ如件。

慶応四辰年五月 片柳加賀◎

他三十一名連印

上記のように御嶽山では神主方が権力を復活して諸改革をリードするに至った。したが

って御師方についても次のように命じている。

口達

今般御師銘目ノ義ハ相止メ、一統今ヨリ以後、禰宜ト唱エ替申ス可ク旨、蕪山県ヨリ御下知之レ有ル間、此ノ旨相心得ラル可ク候事。

明治元辰年十二月 神主兼大宮司 金井大副④

御師三拾貳人江

以上の結果、明治維新によって御嶽山では再び神主方が主導権を握り、御師方はその下に禰宜として位置づけられた。なお上記口達の直前、明治元年9月に大宮司金井大副から、御師一同に対して今後は総て神葬祭とするよう通達されている。従来の御嶽山は三方とも正覚寺（曹洞宗）を菩提寺として葬祭を執行していた。しかし明治2（1869）年6月に正覚寺を廃寺することに決定し、建物・諸道具類は競売され、その売上金99両余は、慈愛を以て住職へ立退料として与えられた。このようにして明治維新早々に御嶽山の仏教色は払拭されるに至った。

なおまた山上の御嶽権現の称号については、式内社の大麻止乃豆乃天神社とするように神祇官へ申請していたが、多摩郡大丸村丸宮明神も同じ社号を申請していたこともあって、明治7（1874）年2月2日付の神奈川県令から、社号の儀は「御嶽神社」と改称し県社に定める旨の通達があった。祭神については、地主大麻止乃豆乃神＝櫛真智神、蔵王権現＝広間押武金日命・大己貴命・少彦名命（三神相殿）、地主社＝神名社、愛宕権現奥院＝日本尊命社、東照宮＝皇孫尊社、大小天狗桜坊＝景行天皇社に変更された。

以上のように急激な大変革の中で、社僧は没落し神主と御師もまた社号・祭礼や廃仏などをめぐって神祇官との交渉とその実行に多大な出費を伴った。その一方で収入は神仏分離の変動時期と戊辰戦争による混乱が重なり、東京市中は勿論のこと関東一円の檀家廻りも意のままにならず、檀那の登拜もまた急激したため、ますます財政困難となった。山内では従来の社会的儀礼の廃止や、畑作荒しの取締りを決議するなど、経済逼迫の有様がわかる。

更に拍車をかけたのは明治4（1871）年1月5日の寺社領上知令であった。すなわち広域の社寺領を縮小し、他は政府に帰属させることとなった。御嶽山の場合は、社領32町2反1畝10歩のうち、境内地として残されたのは約6分ノ1の5町5反に過ぎなかった。上知された26町1反1畝の中には、桧・樺・杉・松・雑木など、幹周約7.3mに及ぶような巨樹から0.3mまでの樹木本数が932本、この代金相場は5000両。そして上知された土地にある同規模の樹木本数は9328本もあると、禰宜惣代の秋山真福と大宮司の金井郡壽が蕪山県役所へ報告している。

御嶽山の経済的逼迫を打解するため、山中の結束を必要としたのであるが、現実には思うように行かなかった。その一因は明治6年に、旧神主は士族、旧御師は平民として戸籍が決められたり、旧神主のみ神官、旧御師は仮神官とされたが、同7年に御嶽神社が県社に

決定した際、旧神主は祠官、旧御師のうち2名だけを祠掌として御嶽神社に神勤させ、他の旧御師は総て御嶽神社の単なる氏子とされ、神社運営から除かれた。

しかし旧御師が師種関係を結んでいた檀那の経済力を無視した御嶽神社の運営は倒底成り立たず、その復活のため急拠対策を考え、明治8年4月に教部省の認可を得て、「豊穂講」を結成し、伝統的に培われてきた東京・関東・東海を中心とした檀家を講員とし、御嶽神社付属講社として発足させている。祈祷札は神札とし伝統的なお犬さまの絵札も復活して、旧御師の多くは旧檀家を引き続き廻檀して、檀家が登拝すれば宿泊し歓待につとめる姿は復活した。

しかし縮小された境内地以外の上知された部分の広大な山林は伐採対象となり、薪炭材や杉・桧などの人工林となった。図2で僅かに残っている御嶽山の自然林は、以上述べてきたような信仰と明治維新・神仏分離・上知令の歴史を経て残された貴重なものである。

Ⅲ. 三峰（峯）山信仰と自然保護

1. 三峰（峯）山の信仰史概要

現在、三峰山といえば埼玉県秩父郡大滝村の大輪からロープウェイで上る三峯神社（写5）、の鎮座する山を指すのが一般的である。しかし本来の三峯山は三峯神社奥社のある妙法ヶ岳（1332m・写6）から、さらに南へ高度を増して続く白岩山（1921m）と雲取山（2017m・写7）の三山を総称して三峰山と尊称する山岳聖地を形成していた。明治以後は埼玉県側の荒川流域は広い自然林も伐採されたが、三峯神社付近は現在も巨樹が残っている（写8）。それに対して雲取山南斜面の多摩川源流域は、東京の水源涵養林として引続き保護された為、現在も広大な自然林（原環境）が残っていることは図2でも明らかである。「まえがき」でも述べたように、奥多摩町が日本の市町村で最も巨木本数が多いという背景を、江戸時代以前から伐採せずに残した三峰山聖地の形成と、信仰史の視点で記すことにしたい。



写5 三峯神社



写6 三峯神社奥社の鎮座する妙法ヶ岳



写7 三峰山の最高峰雲取山（中央最奥）



写8 三峯神社付近に残るブナの巨樹

「当山大縁起」を参考にした横山晴夫氏の『三峰信仰の展開』（『山岳修験』24号、日本山岳修験学会、1999年）などによると、三峰山の信仰伝承は、御嶽山と類似性がある。すなわち景行天皇の皇子・日本武尊が、甲斐国酒折宮から雁坂峠を越えて上野国（群馬県）へ東征に向かう途次、現在の三峰神社の地に仮宮を建て、伊弉諾命・伊弉冉命を祀った。その翌年に景行天皇は自ら東国巡幸の折に、妙法・白岩・雲採（雲取）三山の景観に感動して「三峯宮」の称号を授けたという。

次に役小角の開山伝承もある。『続日本紀』（延暦16年・797年撰進）に登場する実在の役小角（役行者）は、大和国の葛城山や大峰山を開き、修験道の祖師に託されたカリスマ的存在であるが、讒言によって文武天皇の3（699）年に伊豆大島へ流刑された。しかし夜は海を渡って富士山まで往来したばかりではなく、雲採の峰で柴燈護摩を修法し、それ以後は国峰と号されるようになったという。この伝承は三峰山が修験道の山岳道場となった中世以後に付会されたものであろう。

天平8（736）年に全国で疱瘡が流行した時、聖武天皇は諸国の神社に奉幣したが、その折に三峰宮に「大明神」の称号を賜わり、翌年には皇后の寄進による観音像を別殿に安置したことで、神仏の鎮座する霊山となった。以後は国司・郡司が奉幣するなどして繁栄に向ったという。更に天長年中（824～'34年）に空海が来山し、本地仏として十一面観音を本尊とする密教寺院を建立したという伝承がある。

中世になると信憑性のある三峰山信仰の実像が明らかになってくる。建久6（1195）年に秩父の荘官畠山重忠の上表によって、十里四方の三峰山神領が寄進され、守護不入の山岳聖域が成立した。しかし南北朝時代に、新田義貞と共に南朝方の武将として戦った義貞の子義興は、南朝方敗退の中で足利尊氏の子基氏によって滅されるが、三峰山を義興が拠点として北朝方と戦った時期のあったことから、十里四方の三峰山神領は没収され、その後約150年間の室町時代は衰微したとされている。

文亀2（1502）年に至って、越後国とも三峰山麓の出身とも伝えられる修験者の道満が三峰山社堂の荒廃ぶりを嘆き、再興を発心して秩父地方を勧進した。その資金で観音院を

建立したことから、道満は三峰山中興の祖とされるようになった。その後観音院は三峰山修験道の拠点として山伏たちが集まるようになり、妙法山・白岩山・雲取山から、おそらく甲斐金峰山にかけて、或はまた雲取山南側の多摩川源流域一帯の山岳は、御嶽山とも交流をもった広域の修験道場として原環境の存在が重視されたと考えられる。

天文2（1533）年に観音院の龍栄は、天台修験の本山的存在であった京都の聖護院に赴き、そこで三峰大権現の号を授けられ、ここに観音院は聖護院を本寺とする系列下に位置づけられ、行動力に富む修験者（山伏）たちの活動拠点となった。

江戸時代になって寛文元（1661）年に、4代将軍家綱を大檀那に仰ぎ、観音院6代別当の龍誉を願主として、現在の三峯神社本殿が再建されたことから、将軍・大名・武家をはじめ、江戸・関東の農工商人たちの信仰が盛んとなった。それは三峰山観音院の修験者たちが、各地を廻って三峰講の結成を促したことによる。その布教の有力な手段となったのが御眷属・お犬様・大口眞神などと呼ばれた符札であった（図5）。

「眷属」とは仏・菩薩に従うもの、本地垂迹思想でいえば神使ともいえる。「お犬様」とは山犬（狼）のこと。「大口眞神」とは万葉集（巻13）にも記されている狼おおくちまのかみの古語である。

原環境が多く残されていた関東山地では江戸時代までは山犬が生息していたようである。三峰山周域で人間と山犬の係わりが特に大きくなったのは、関東山地や平野部で土地利用が大きく変化したことと関係があるように筆者は考えている。すわなち土農工商の身分が固定化した江戸時代になると農民は農業に専念できるようになり、平野・台地部や沿海部では新田開発が進んだ。特に新田開発の進んだ武蔵野台地は、将軍家や御三家など有力大名の鷹狩場（御鷹場）となり、多くの村々で百姓たちは殺生を禁じられたから、鳥獣類が繁殖したと考えられる（V.3. 鷹場となった武蔵野台地の村々と御鷹場御法度参照 P.33）。

内陸の山間部でも出作りによる焼畑が盛んとなった。このため焼畑の雑穀を餌とする猪鹿が繁殖し、それを捕食する山犬は焼畑民にとっては害獣を駆除してくれる有難い神獣として崇敬するようになったと考えられる。山犬は奥深い山を縄張りとして群で生息し、人里は嫌って寄りつかない習性から、関東平野部の田畠で猪鹿が繁殖しても山犬は現われない。そこで困惑した百姓は三峰山に山犬が群息していると聞くことから、

伊弉諾大神
伊弉册大神
大口眞神



図5 三峯神社大口眞神（お犬様）神札

その威力を^{けんぞくくさぐさ}眷属^{くさぐさ}“お犬様”とよんで三峰山に拝借に登るといふ信仰ができたと考えられる。お犬様一体（1枚）で50戸を守護すると信じられ、50戸以上の講では2体拝借した。

元来は焼畑や田畠の害獣駆除に山犬の威力を借りるといふお犬様信仰であったが、江戸市中にまで広がったのは、火災や盗難除けに靈験があると信仰されたからである。

このお犬様信仰の起源を考えてみると、眷属^{けんぞくくさぐさ}の生まれる以前から、山地民は焼畑の害獣である猪鹿を主食とした山犬の威力を認識していたはずである。それを御眷属^{ごけんぞく}・大口眞神・お犬様と称して各地に普及したのは江戸時代中期以降に三峰山が発信地とされている。観音院の修験者が廻壇する中で三峰山への登拝を勧誘する手段として効果が大きかったと考えられる。

享保19（1734）年の「観音院記録」によれば、その昔二人の修験者が秩父郡中から一丁毎に山神宮を造立しようとして三峰宮に到達した。そこは深山靈地にして景勝地であることから、こゝを秩父の山神総社とすることにした。それから以後、雲採山に2疋の狼が眷属9万8000疋を従えて住むようになり、観音院日光法印の代になって、甲斐国では悉くお犬様拝借が行われるようになったという。

また明和年間（1764～'70年）の「観音院記録」では、享保12（1727）年9月13日の夜、観音院日光法印が寺の庭に座っていると、五丁四方に狼が群がり来ていることに気付き、この狼の威力で猪鹿除けのお札をつくることを思いつき授与したところ、靈験があつて諸国からお犬様拝借に登拝する人が増加したという。

観音院記録にお犬様拝借の由来が記された当時、三峰山を拠点に修験者（山伏）が出入し、各地で精力的に山岳信仰を民衆に布教していたことは、普寛行者の存在でわかる。秩父生れの普寛は明和元（1764）年に三峰山観音院に入って山岳修行をし、天明2（1782）年から木食（穀断）して諸国を巡ったが、寛政4（1792）年には木曾御嶽の王滝登山道を新たに開いて民衆の登拝を容易にし、江戸市中に御嶽講を組織してその開祖とされている。さらに寛政6年から越後国^{ほつかいさん}八海山を中興し、上野国（群馬県）^{ほたかさん}武尊山を開くなど、民衆と山岳聖地を結びつける超人的バイタリティは三峰山の山岳修行で獲得したものといえる。

再びお犬様信仰の具体的史料を二例、横山晴夫氏の「三峯信仰とその展開」（『山岳宗教史研究叢書14』名著出版、昭和55年）によって確認しておきたい。現存史料としては最も古い例とされる。

一札之事

一、三峯山大権現様、猪鹿除御犬御拝借難有奉存候、去年中代参之節、永拝借被仰付難有奉存候、然上者年々猪鹿除盗賊除御札奉願候、依之永代ニ罷成拝借奉願候、尤御初尾之儀者年々田畑作、初米ヲ以家弁ニ相納可申候、仍為後証願書如件。

下総国印旛郡神門村 名主 藤右衛門

同 与惣右衛門

（以下組頭3名、惣百姓代2名略）

宝曆四戊正月 日
（1754年）

願書

一、近年猪鹿作物ヲ荒シ難儀仕候、依之御犬五年之内御貸シ被成下、別紙書附之田畑作物
荒シ不申候様ニ猪鹿御除ケ奉願上候以上

勢州小倭上ノ村 海兵衛、源兵衛、儀八、善右衛門

同所谷杣村 吉兵衛

江戸本船町右取次願人 九兵衛

宝暦六年子二月

上記は江戸町人の仲介で伊勢国の農民からも猪鹿除けの「お犬様」を所望されたことがわかる。このように切実な三峰山の山犬信仰は、実際に山犬（狼）が生息していることで御利益を実感できたと思われる。それには深山の原環境が必要であり、自然林の保護された山岳聖域の存在が必要であったことを信仰の視点からも裏付けている。

因みに横山晴夫氏による眷属拝借者表を見ると、文化 14 (1817) 年約 4000 であったのが、幕末の慶応 3 (1867) 年には 14,429 に増加している。1 体が 50 戸を守護するといわれたから、単純に計算すれば文化 14 年は 20 万戸、慶応 3 年は約 72 万戸が三峰山のお犬様を信仰したことになる。次に山犬が生息した三峰山の原環境は、どのようにして保護されていたのか記すこととした。

2. 三峯山神領の稼山・御林山の樹木伐採と神木の守護

三峰山信仰史の概要で述べたように、建久 6 (1195) 年に秩父の荘官畠山重忠の肝煎で十里四方の三峰山神領が寄進され、守護不入の聖地を形成したとされているが、具体的な範囲は推定するほかはない。もし 10 里を現在の 1 里 \equiv 4 km とすれば 40km 四方ということになり、秩父郡全域を包含して余りある広さとなるのでそれは考えられない。そこでおそらく当時の 1 里は古代に通用していた、1 町 \equiv 108m、6 町 (650m) を 1 里とした十里四方ではなかったかと考えられる。その広さであれば、現在の三峰神社奥社のある妙法山とその山麓の大滝百姓村（江戸時代の古大滝村・新大滝村）を包含する範囲となり理解しやすい。それともまた純粋な山岳聖域を神領（神体山）として特定したのであれば、妙法山・白岩山・雲取山の三山を軸とした十里四方とも考えられないことではない。

江戸時代の文化 6 (1809) 年「聖護院役人書付」によれば、「本社三峯山大権現境内五十二丁（1 里半）四方、従往古守護不入と申伝之由、右山内ニ坊中六、七ヶ院、並ニ神領百姓五十軒も有之候」とあり、これによれば三峰山上から山麓にかけての旧大滝村（江戸時代の）一帯ということになるが断定はむづかしい。安政 5 (1858) 年絵図によると（図 6、P. 47）、当時の古大滝村と荒川北岸の新大滝村の周辺は畑地。その周域は三峯山と太陽寺の社寺地を除くと野畔稼山が中津川（荒川）上流域に広がっている。そして白岩山・雲取山から甲武信ヶ岳を巡る山岳部の中腹から山嶺にかけては「御林山」となっている。御林山

は江戸幕府の勘定奉行が直轄していたが、必しも社寺境内のような厳しい禁伐地ではない。寛保年中（1741～'44年）にも「新畑開発並ニ山林伐拂ノ事」を代官に命令して、「山中御林大木ニテ御用之レアルベキ分ハ弥立テ置キ、其外ハ百姓願イ出ナバ伐拂イ、跡地ハ開発スベキ様申付ケ然ルベシ」、として巨木だけ残し、百姓が願い出れば伐拂って開拓してもよいということであった。図2で明らかなように、荒川流域の三峰山側に自然林が乏しいのは、このような歴史的な山林管理体制があり、多摩川源流域と大きな違いを見せている。奥多摩の場合は鐘乳洞の聖域化と御巢鷹山の存在で原環境が残されることになるが、そのことは後に述べる。それに対して江戸時代になって、三峰山大滝村の地理的位置が、江戸へ直結する荒川上流域に当ることから、川によって木材や薪炭の輸送が容易であり、山林の伐採や植林が盛んとなった。『帝国林制史』（明治35年）によれば、11代将軍家齊の時代に老中松平定信は、桧苗10万株を大滝村に献木したとある。それらは図6の雲取山から甲武信ヶ岳に至る奥秩父の御林山よりも、植林作業の容易な稼山に植えられたのではないだろうか。もともと稼山にも広く樹林があり、必要に応じて地方役所の許可を得れば伐採されていた。

その一例として明和6（1769）年大滝村名主源右衛門が記した「乍恐以書付奉願上候」（『大滝村誌資料編1』山口家文書）によれば、稼山のうち大除谷と和名倉谷の1万2000本の槻・榎・樅・桂・塩地など、目通し2尺5寸（76cm）～1丈2尺（3.6m）、長さ2間（3.6m）～4間（7.2m）を伐採し、江戸へ売渡したい旨、古大滝村名主、組頭、百姓代連盟で伊奈半左衛門備前守御役所へ申請している。売却の理由は、打続く不作で新古大滝村の百姓が困窮しているので、惣百姓相談の上伐採御免を願い出たということである。同年の「材木仕様帳」には1万本ほどの山代200両程と記されているが、杣代700両、諸道具代80両、日雇代100両、など江戸へ渡るまでの総経費は3540両に達している。大滝村百姓に渡るのは山代200両と、日雇、杣代などの現金収入があったと思われる。また伊奈備前守様御役所へ納める冥加金（税）を名主たちは永7貫文（約2両）と申請したのに対して、申し渡された額は永25貫文と永15貫文の御吟味料で合計40貫文であった（永は永楽銭や寛永銭などを指し、粗悪な鑿銭^{びたまん}ではないことをいう）。

以上のような三峰山の樹木伐採が進行する中で、三峰山聖域内は神木として守護した記録がある。元禄9（1696）年の「三峰山支配所並木論口上書」によれば、25～6年前に三峯山観音院別当の光常院が、社地の木を残らず売り払うことにしたと申すので、門前の人たちはそうなると三峯山の神木が絶えてしまい荘厳さが失なわれると主張し、詮議の上、寺社奉行へ訴えた。その結果、光常院は三峯山から追放される結果となった。実に厳しい神木守護の結末である。

それほど三峯山聖域の自然環境守護に厳しかったはずであるが、その戒律を観音院別当が破り三峯山の衰退を招くという事態が発生している。

享保18（1733）年に「三峯村名主太右衛門等願書」によれば、三峯山は天正・慶長年中から繁榮し、寛永年中から江戸御府内の大名方御祈禱旦那として、毎年札守を献上するほ

どになっていた。ところが寛文年中（1661～'73年）から観音院別当が、4代にわたって遠国の大和国から入山された為、国風を御存知なく、大名への札守も献上しなくなり、神木までも伐り荒し、その売代金を寺院の修復や建立に使わず、勤行を怠って道楽に使い、檀家との交流も中絶して三峯山を衰退に陥し入れた。そこで三峯山門前の百姓共は渡世に差詰まって迷惑していることを江戸御役所（触頭）大聖院へ訴え、秩父郡野上村多宝寺の日光法印を観音寺別当に迎えることに成功している。

日光法印は三峯山の諸社寺を修復し、お犬様信仰を創案したり、京都聖護院に赴いて本山派（天台系）修験の系列に三峯山を位置づけ、三峯講を普及させて江戸・関東を中心とする三峯山信仰を活性化したことは、前に述べたところである。

天保15（1844）年5月10日に江戸城本丸が火災で焼失した。幕府はその再建用材を秋葉山・光明山・三峯山などに求めている。三峯山では観音院別当観宝が、「辺土遠境の地で平素から御国恩に報る機会がなく心痛い思い、一山挙げて武運長久を怠りなく祈祷しています時、このような仰せ出しは冥利に尽きます。多少なりとも冥加として献木したい」と返答している。これによって寺社奉行所は献木の願を受理した上で、「神木は勿論、所の者共神木と唱え来り候木材相除」というように、観音院境内外であっても、土地の者が神木と称している木は除くように念を押している。

現在まで三峯山に自然林が残されていることは、三峯信仰に基づく背景のあることを物語っている（図7）。

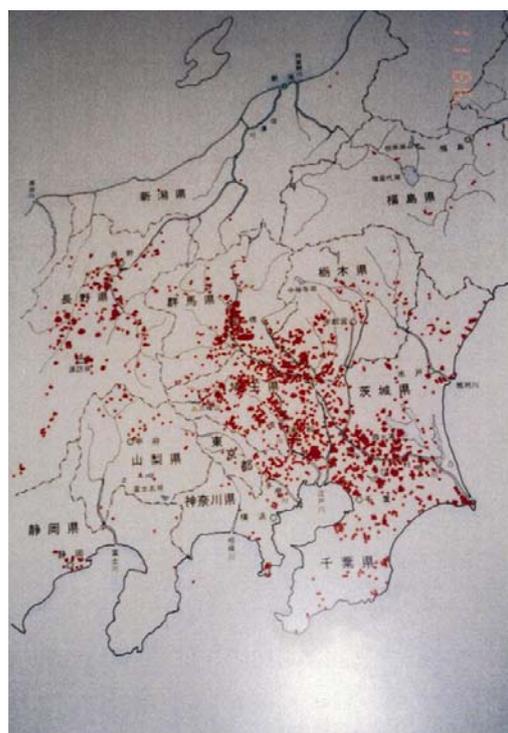


図7 関東甲信越地区三峯講分布図
(昭和41年度講数。秩父宮記念三峯山博物館掲示)

3. 明治維新の神仏分離令と上知令以後の自然林伐採

明治維新の神仏分離令は御嶽山の場合と当然のことながら三峯山も全く同じ内容で通達された。当時の三峯山日鑑を資料とした朝日則安「武州三峯神社の神仏分離」（『山岳修験』第24号）によれば、慶応4（1868）年正月の三峯山（三峯村）では、御山主観音院権僧正到阿以下、61名の勤仕者が連名されており、この人数は現在の三峯神社に勤仕する神職員数とほぼ同数であり、明治維新に当面するまでの三峯山信仰が盛んであったことを裏付けると指摘している。

三峯山は江戸時代後期から天台修験の本寺である京都聖護院末派の修験一山としての色彩を濃くしていたので、山内での対立抗争があまり目立たなかったものゝ、慶応4年4月

に山麓の新・旧大滝村の者が徒党を組んで山上の三峰村に押し入ったことから、東山道鎮撫総督配下によって鎮撫され、山と麓の双方から処罰者が出たこともあり、不安定な世情の中で一山神道への転向は煩雑なことであった。

慶応4（1868）年5月、三峰山観音院到阿は京都聖護院に出頭したまゝ逗留し、京都で越年し、その間に聖護院門跡と修験道がどのように神仏分離に対応すべきかなど協議していたようである。山主留守中の三峰山に対して岩鼻県社寺御役所から、「御一新の折柄、三峰山は何れの支配を受けているのか」とのお尋ねがあったので、明治元年（1868）11月に三峰村観音院代僧智尊院と役人原内記の連名で次のように返答している。

「三峯山は往古より社頭から52丁四方は守護不入の地であるが、三峰山別当観音院主が聖護院へ出向中であり、諸事一山は神仏分離に対してどのようにしてよいやら判断しかねている旨を述べると共に、往古の姿を失なわないように、且つまた勅願所であることも従来通り一山永続できますように」、と懇願している。

そして明治2年3月岩鼻県への届けによれば、三峯山は神領内百姓の同意を得て、観音院別当以下、修験となる。但し役僧の吉田房は吉田街と改め、他の三院と共に神道に専念させる。またこれまで三峰境内の奥ノ院（妙法山）は一山総鎮守として、熊野権現を勧請し「三峯大権現」と奉称してきたが、今後は「三峯大明神」と改める。「御眷属（お犬様）」は「神犬」と唱えて配札したい。ということや観音院は廃寺とすることで、一山は修験と神官にすればよいと考えたようである。

しかし結局は明治4（1871）年3月に至り、修験は総て還俗して院・坊号を氏名に改め、神勤したい旨を届けて許可されている。翌5年に修験道廃止令が公布される前に三峰山ではそれを察知していたのか、事前に対応していたことになる。なお御眷属については、岩鼻県でもその取扱いがよく判らないので、神祇官に伺ったところ次のような指示があった。

「観音院復飾、廃寺願ノ通り聞届不苦候得共、各社一般ノ恒^(マ)習ノ様ニ神社祠官選挙ノ方法ハ、今般被仰出候御布告ニ照準シ可被扱、且眷属守之儀、神犬ノ唱ハ不相成候条、従前ノ儘可差置事」。このようなわけで従来通りのまゝにしておくようにという結果になった。

以上は神仏分離令に対する三峰山が対応した概要である。ただ三峰山にとって廃仏が決して本意でなかったことは、朝日安則氏によれば、観音院の建物は廃されたものの、御本尊十一面観音像をはじめ、多数の仏像・仏具類は密かに宝蔵に祀られ、二重の壁が塗られて外から見えないように保護された。現在も春・秋・旧盆には三峯神社神職によって、諸仏前に神饌を供えて祀っているとのことである。

神仏分離令で仏教色と修験道色を払拭し、表向きには神道一色に改めたが、その直後から三峯山の自然景観に大きな変化を生じる事態が発生した。それは「社寺領上知（地）令」によって広域だった三峰山神領や、幕府直轄の御林山が没収されて官林となり、その官林が早々と民間に払下げられ、豊かな植生の森が伐採され始めたからである。

上知令（上地令）とは、明治4（1871）年1月5日の太政官布告によるもので、「諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘、朱印地除地等、従前之通被下置候処、各藩版籍奉還之末、社寺ノミ

土地人民私有ノ姿ニ相成、不平等ノ事ニ付、今度社寺領現在ノ境内ヲ除ク外、一般上地被仰付、追テ相当禄制被相定、更ニ麩米^{リンマイ}（幕府・領主の貯蔵米）ヲ以テ下賜候事」というもので、各藩が版籍奉還した後も、社寺は旧来の広い土地を私有しているので、現状の必要な境内を除き、他は総て官有地とするということであった。

三峯神社の場合、上知された山城（旧境内）は178町歩余（内72町は岩石地）。それに対して残された境内地は6町8反に過ぎず、旧境内地の僅か4%に満たない状況に縮小された。上地された部分は官有地となり、翌5年5月には官林の民間払下げが許可された。しかし払下げが続出したためか、翌6年7月には無条件の払下げを禁じ、止むを得ない事情のあるものについて払下げるということになったが、東京に近いこともあって三峰山の豊かな山林は急速に払下げられ、広域の自然林は失なわれて行くことになる。荒川上流の三峰山側の自然林が、多摩川上流域に比べて自然林の面積が少ないことは、上記による影響が大きいと考えられる。その具体例と、それにやがて抵抗を見せた三峯山地元民の一面を次に記すこととした。

明治4（1871）年に社寺領上地令によって広域の境内地が官有地となった翌年の5月、官有林払下げが許可されると、初めのうちは三峰山はこれに飛びついた。同年同月に早速払下げの申請がなされた。

「御林御立地御払下ケ並ニ跡地村受領

武州秩父郡古大滝村千嶋六郎治控」によれば（『大滝村誌資料 編三』、千島家文書）、寛政年間（1789～1801年）に植え付けた御林1か所41町6反余（数年毎に切替される山畑ニ焼畑を含む）の山林にある桧3万本（長さ2間～3間、目通2尺～5尺廻り）、および同村御林1か所2町6反余の松木220本（長さ2間～4間、目通5尺～8尺）について、その払下げ申請の理由を次のように述べている。

「近世凶作が続き、未年（明治4年）は豊作であったが、当村は極山中の僻地で峻嶒な場所であり、粟・稗その外雑穀を耕作してきたが一毛作であり、切替畑が不足し飢餓年の補充も出来ないでいる。申請の山林は寛政年中（約60～70年前）に祖先が桧小苗を植付けた場所であり、御払下げ下されば村民で伐採して川下し致し、跡地は直に作付いたします」。という趣旨のことを、入間県役所に申請している。その申請人は、古大滝村の肝煎・名主・戸長・副戸長・組頭など、旧藩政村と新行政村の代表役人が連名で行なっている。

また明治16（1883）年1月14日には、大滝奥官林19,860町の立木11,540本を、鉄道局用材として払下げている。この広大な官林の立木で伐採目標とされたのは、桧11,006本と姫小松539本であった。

更に追討をかけるように明治20（1887）年8月、三峯神社境外地（上知された官林）の立木処分に関して、宇飛岩に生育の桧・杉・榎^{サハラ}の3種合計約27,000本を、東京府深川浅野総一郎に払下げることとなった。浅野は明治4（1871）年に富山県から上京して薪炭商などを営んだので、おそらく三峯山一帯の山林事情に詳しかったのであろう。洪沢栄一に見込まれて、明治17（1884）年に官営模範工場の深川工作分局（セメント製造所）の払下

げをうけた浅野セメント会社創立者でもある。

払下げの内訳は、桧 12,999 本で目廻り 6 尺～1 丈のもの 2,337 本。樫 13,782 本の中にも 6 尺～1 丈 3 尺 5 寸のもの 704 本。杉 2,024 本のうち 6 尺～1 丈 7 尺 5 寸もの 364 本など、如何に巨樹・巨木の多い山林であったかよくわかる。雑木に至ってはその数不詳と記されており、おそらく自然林の中に多数の巨樹が育っていたと思われる。

明治維新以後、止まることのない山林伐採に対して、当初払下げに理解を示していた大滝村の、殊に三峰山の人々は、ようやく三峰山周域の尊厳的景観が、目に見えて薄れ行くことに懸念を募らせる事態となった。

明治 20 (1887) 年 12 月 22 日、埼玉県知事吉田清英に請願書が提出された。請願人は三峯神社管理の金鑽神社宮司堀越弥三郎、三峯神社祠掌宮澤到・本多啓三郎・廣瀬清人、祠官近藤祐信、氏子総代千嶋彦太郎、証人として大滝村連合戸長大木喜太郎などの連名による以下の内容である。(『大滝村誌・資料編三』、千島家文書)

当社上地官林御委託願

埼玉県武蔵国秩父郡三峯村県社三峯神社

三峯神社上地官林

一、段別百〇六町九反七歩 四ヶ所

内訳

字豆枳河原 段別七町貳反歩外五町八反歩岩石

字飛石 段別三拾四町一反歩外廿七町歩岩石

字上倉 三峯神社境内引裂上地官林段別八町七歩

字桂平 段別五拾七町六反歩外四拾町歩岩石

右御官林役来当社ニ於テ年々栽植培養仕来候處、明治四辛未年、上地以来数年手入等モ不仕林相相荒廢大ニ風致ヲ損シ、古来有名ノ神山頻年林相廢荒シテ、衆庶崇敬ノ徳義ヲ欠クノミナラズ、良材トナルヘキモノヲシテ空ク蔓草雑木ノ為に圧セラレ候事何共遺憾之義ト奉存候。何卒特別之以御詮議ヲ右御官林、当社へ御委託被成下度、依テハ社寺上地官林御委託規則ヲ遵奉仕候ハ、勿論官林内過半雑木山ニ御座候間、御委託相成候上ハ適当ノ良木苗ヲ栽植培養仕り、且伺ノ上当社社費ヲ以テ官林巡邏ヲ置、不取締之義無之様、厚ク注意仕候間、前期之御官林当社へ御委託相成度、別紙詳細書及図面相添神職氏子連署ヲ以此段奉請願候也。

請願書の内容で注目すべきことは、古くから年々栽植育生してきた山林が、明治 4 年の上地 (上知) 令以後、数年手入れもしないため林相は荒廢し、風致を害し、古来著名な三峰神山の荒廢で民衆の崇敬心を失うばかりでなく、良材も蔓草雑木に圧せられて損失している。特別の計らいで上地官林の管理を当社に委託して欲しい。そうすれば良木苗を栽植し、社費で官林巡察者を置いて取り締る。との主張であった。まずは山の風致と神山としての尊厳性の維持を訴えているところに、三峰山に対する地元民が神仏習合時代から抱いた山岳信仰の心が、自然保護 (守護) に結びついていたことが判る。しかし神仏分離や上

地令によって、その歯止めが失なわれ、三峰山の自然は資源優先の殖産興業政策の中で失なわれて行ったことを記録は物語っている。

IV. 金峯山信仰と鐘乳洞信仰の敷^ふ術による多摩川最奥域の自然保護

1. 金峯山信仰に基づく修験行場としての自然保護

甲斐国と信濃国に亙がる金峰山（2599m）は関東山地の最高峰であり、南は甲府盆地に臨み主な登山口の9か所が甲府側にあることから通称甲斐金峰（峯）山とよばれることが多い。その甲府盆地を隔てて富士山と相對し、両山頂間の直線距離は約60kmである。

金峰山はほぼ全体が花崗岩であるが豊かな自然林に包まれ、山頂は巨岩・奇石の五丈岩（御像岩）があつて、少彦名命の御神体として古くから崇拜され、それはまた甲斐と信濃の国境石としても重要な指標となっていた。

清雲俊元「甲斐金峰山と修験道」（『山岳宗教史研究叢書9』）によれば、甲斐金峰山の山口（登拝口）は9か所あり、南口は吉江村・塚原村・亀沢村、東口は万力村・西保村・杣口村、西口は穂坂村・江草村・小屋村で、各々里宮として金桜神社が置かれた。

このうち東口の杣口村（東山梨郡）の金桜神社は、昔は大社であったといわれ、こゝから金峰山上までは7里余であるが、富士山との間は「道者街道」で結ばれていた。道者街道とは、杣口金桜神社から現在の塩山市へ南下し、一宮町黒駒を通り、御坂峠を越えて河口湖に下り、富士山登山道の北口に当る富士吉田の浅間神社を結ぶ道のことである。諸国から多くの修行者や登拝者が往来したことから名付けられたという。

現代の感覚からすれば富士山も甲斐金峰山も、何れか一つ登るだけでも容易ではないが、かつては富士山を胎蔵界、金峰山を金剛界とする密教思想によって、両山をセットとした修験道の修行が成立していたのであろう。それは吉野と熊野を結ぶ大峰山の峰入（奥駈^{みわいり}）修行で、南の熊野を胎蔵界、北の吉野・金峯山を金剛界としたことに準えたものと思われる。要するに甲斐金峰山は山岳信仰の強烈な発振源として存在しており、その金峰山から東に延びる高峻な山岳は、多摩川最奥部を困遶する水源山地（水分山）である。

多摩川水源の笠取山と金峰山頂の直線距離は僅か17km、大菩薩嶺は25km、三峰山の主峰雲取山と30kmであり、金峰山と富士山の距離に比べると遙に近い。

金峰山と雲取山の間には国師ヶ岳（2591m）、甲武信ヶ岳（2478m）、雁坂嶺（2289m）、笠取山（1950m）、飛龍山（大洞山2069m）、また笠取山から南へ続く山岳には大菩薩嶺（2057m）があり、これらの山岳は総て俗世間から隔絶した自然環境（自然林）に包まれており、修験者（山伏）たちの山岳行場となった。その最盛期は中世であり、近世にも簡略化されながら継承された。修験道の行場となった一連の山岳は、孤立したものではなく、総て自然崇拜の堅固な意志を持った行者たちのネットワークが形成され、蔵王権現信仰や密教思想による金胎両部の聖域として、俗化されないように自然を保護した。

金^{きんぶ}峰^(ぶ)山とよぶ名の山は本州・四国・九州の各地に散在しているが、その起源は大和国

(奈良県)吉野山の金峯山寺(蔵王堂)から、女人禁制の山上ヶ岳(1719m)山頂にある大峯山寺までの山岳を、^{かねのみたけ}金峯山と称したことは平安時代から記録されている。大峯山寺の本尊になっている蔵王権現は、7世紀に活動した役小角が山中の修行で感得したと伝えられている。

この吉野山の金峯山寺と熊野本宮を結ぶ紀伊半島を南北に縦走する直線距離60km(歩行距離約150km)の山岳を大峯山と称し、神仏習合の修験道根本道場となった(2004年に「紀伊山地の山岳霊場と参詣道」は世界遺産に登録された)。その最初の開山者は修験道の祖師とされている7世紀末の役小角であるが、9世紀になって京都醍醐寺を開創した^{しょうぼう}聖宝も吉野から大峰山を経て熊野に至る修行の道(奥駈道)を確かなものにしたと伝えられている。史実として寛弘4(1007)年に、時の最高権力者であった藤原道長が精進潔斎して金峯山に埋経したことは著名である。この場合も道長を先導したり、経塚の造営をしたのは修験者(山伏・先達)であった。

修験者が帰依した修験道の根本的な修行は、俗化されていない山岳の大自然の中で、山を母の胎内と観想し、俗なる自分と決別し(擬死)、「十界修行」によって新しい即身即仏の行者となって再生し、神仏の霊力を身に付けて、衆生の願望に応えようとする「擬死再生」の厳しい修行である。十界修行とは、①地獄(業秤)・②餓鬼(穀断)・③畜生(水断)・④修羅(相撲)・⑤人間(懺悔)・⑥天上(延年)の六道迷界、すなわち俗世界で生起している様々な現象を、山岳を踏破しながらその中で、各界()内に記した対応の修行で体験し、やがて四聖の世界、すなわち⑦声聞・⑧縁覚・⑨菩薩・⑩佛となって再生し、山から出て民衆を済度(救済)することを目的とした(『増補改訂日本大蔵経・修験道章疏』)。この修行の根本には自然そのものに神観念を抱き、自己を自然と合一させることで神・仏の超能力を身に付けることが可能と信じ、自然環境を護持(保護)する結果となった。

甲斐金峰山も以上のような厳しい山岳修行の拠点として、大和の金峯山に準えて成立し、その最盛期は中世であったと考えられる。社伝によると甲斐金峰山を当初は金丸山と称したが、蔵王権現が勧請されたのは、大宝2(702)年に勅命で山頂の本宮に祀られ、神山といわれた中宮には金精大明神が勧請され、それから金丸山を金峯(峰)山、中宮の神山を御岳山と称すようになったという。

甲斐金峰山の里宮(金桜神社)9か所の中では、規模が大きかったといわれる現在の甲府市御岳町の金桜神社を、延喜式神明帳(927年撰進)の甲斐国山梨郡金桜神社に比定する説がある。当社から北へ5里余り(約20km)上ると金峰山頂上の本宮に至る。社伝によれば祭神は少彦名命であるが、景行天皇40年に日本武尊が金丸山に素戔鳴命と大己貴命を祀り、その後雄略天皇10年の神勅で、神山を御岳山と称して、山上の三神を中宮に合祀したのが現在の金桜神社であると伝える。三峯山や武州御嶽山と同様にこゝでも「お犬様」の符札を発行しており(図8)、多摩川源流域に共通した信仰が浸透していた証拠である。

「金桜」の名称については、「金ヲ以テ神トナシ桜ヲ以テ霊トナス」、ということによる。社殿は鎌倉時代の入母屋造りであったのが、昭和30年に全焼した。

山頂の御像石のそばには不増不減の霊水の湧く所があり、信濃国千曲川、甲斐国荒川・塩川、そして古くは武蔵国玉川（多摩川）などの水源として信じられ、流域農民は農耕神の鎮まる水分^{みくまり}の山として信仰した。奈良・平安時代は甲斐国司・郡司が代々奉幣し、空海や鎌倉時代の日蓮や執権北条時頼が經典を奉納したとされている。

南北朝時代の金峰山は大峰山に準らえた峰入（入峰）修行が盛んだったと清雲俊元氏は指摘しているように、金峰山修験を「御岳衆」と称し、鎌倉時代から守護大名として甲斐国を支配した武田氏にとって、甲府の北方警固に重要な役割を果たしていた。つまり武田氏にとって金峰山の存在は、単なる信仰対象ではなく御岳衆

を味方に付けるメリットが大きかったといえる。御岳衆とは金桜神社と神宮寺である弥勒寺の社家・社僧・修験の総称といえるが、特に修験は山岳修行（峰入）を練行した強靱な心身で、各地に布教や勧進などの行動性に富み、争事を構える時は武装集団ともなった。また個人や小集団では隠密を得意とする存在でもあった。そのトレーニングの場が奥深く俗界から離れた金峰山・雲取山・大菩薩嶺にかけての山岳であったといえる。

中世の金峰山神領の記録は確実なものが残っていないようであるが、南限を示す一の鳥居が甲府市に隣接する敷島町吉沢にあることや、江戸時代の文化年間（1804～'18）に社領は山林東西4里（16km）、南北7里（28km）に及び、御岳権現は真言宗醍醐寺報恩院末の弥勒寺別当上之坊を筆頭に、その社僧と金桜神社神官と社人（御師・修験）によって支えられたことから大規模であったと推察される。

大菩薩嶺（2057m）もまた金峰山に連続した修験道霊山であった形跡を残していることは後記する。現在の山梨県丹波山村・小菅村と塩山市上萩原の境をなす高山で、多摩川と笛吹川の水分山となっている。中里介山が大正2（1913）年から都新聞に連載した長編小説の「大菩薩峠」の舞台となった峠は、山頂から2km南下した鞍部で標高1898mの高所である（写9）。

大菩薩嶺の山名起源は『甲斐国志』によれば、後三年の役（1083～'87年）に際して、奥州の豪族清原氏を討つべく源義光（新羅三郎）が東国へ向かう途中、道に迷った時、樵



図8 甲斐国金峰山金桜神社の「お犬様」神札

夫が現われてこの峠まで導き、何処ともなく消え去ったという。義光は峠から西方を振り返ると白旗の翻るのが眺められ、思わず「八幡大菩薩」と唱えて神の加護に感謝したことから山名になったという。

近世は甲州から武州多摩郡青梅を経て江戸に通じる重要な峠であったが、甲斐側からも武蔵側からも、峠に辿りつくまでの道は嶮阻で、人家も農地も程遠いことから、物資運搬の手段として「大峰荷渡し」と称して、無人の取引する習慣があった。そのことを甲斐国志は次のように記している。

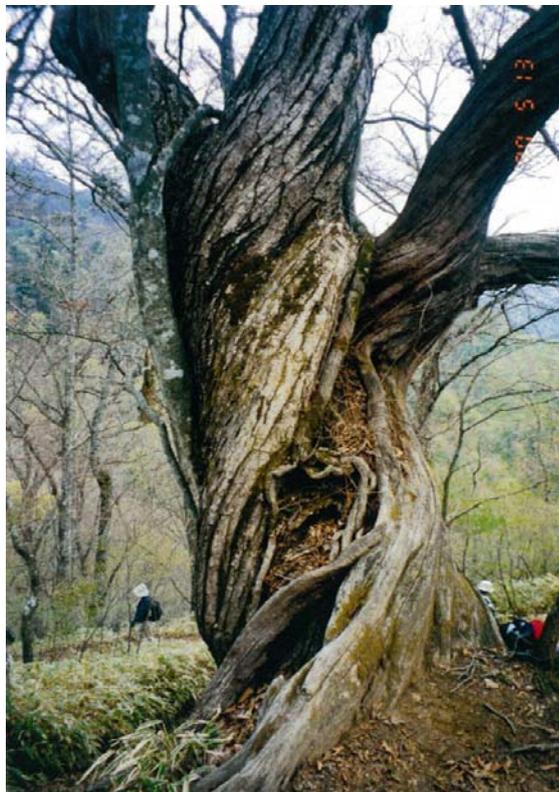
「大菩薩坂 是レハ小菅村ト丹波村ヨリ山梨郡萩原村へ越エル山路ナリ。

升（昇）降八里、峠ニ明（妙）見大菩薩社ニ社アリ、一ハ小菅ニ属シ、一ハ萩原ニ属ス。萩原村ヨリ米穀ヲ小菅村ノ方へ送ルモノ此ノ峠マデ持ち来リ、明見社ノ前ニ置キテ帰ル。小菅ノ方ヨリ荷ヲ運ブ者、峠ニ置キテ彼ノ送ル所ノ荷物ヲ持ち帰ル。此ノ間数日ヲ経ルト雖モ盗ミ去ル者ナシ。雪降りテ二月末ツカタ漸ク往来スル。此互ニ荷物ヲ送ルニ去ル冬置キシ物紛失スルコトナク、相易ヘテ持ち帰ルナリ。峠ヨリ東ニ下ルコト一里半ニシテ狩場山神ニ至ル小祠アリ、神体ハ十一面観音ノ銅像ナリ、相伝ヘテ弘安中（1278～'88年）長根ノ山上ヨリ掘り出ス所ナリト云フ」。

上記のように山深い峠であった



写9 大菩薩峠（1898m）



写10 大菩薩峠付近の自然林

ことが判る。現在も塩山市上萩原から峠へ上る旧道では、写真 10 のような自然林が広く残されており、俗世界と隔絶した景観である。峠には売店があって登山者も多く集まるが、その一隅に写真 11 のような修験者の木像が安置されている。特に名付けられた像ではなく、現在は無住となっている山中の寺にあったものを、粗末にならないように峠へ持って来たとのことであるが、「山の守護神」として崇拝されて来たという。修験者（山伏）の山岳修行は俗人に隠された秘行であり、記録を残すことが少ない。しかし大菩薩峠近くの山寺に山伏像が祀られ、山の守護神とされていたことや残された原環境の景観などから、大菩薩嶺一帯の山岳が修験道の行場として、俗化されない自然を守護していた物証と見做される。



写 11 大菩薩峠の介山荘に祀られている山守の修験者木像

2. 倉沢・^{にっぽら}日原鐘乳洞の聖域化による自然保護

鐘乳洞は石灰岩地質を地下水が溶食して形成された大小様々な屈曲した洞穴であり、日本各地に散在しており、人が入れる規模で奥深いものであれば、窟内に神仏を祀って信仰対象となった例が多く認められる。暗黒の窟内は年中温度が一定しており、流水や水滴に含まれた石灰分が凝結して鍾乳石・石筍・石灰華柱など、様々な自然の造形が、地上の世界では見られない異界として信仰を寄せられたのであろう。現代は大規模なものは観光地となっており、山口県秋吉台の秋芳洞や岩手県安家洞など国の天然記念物となっている。

多摩川源流域も奥多摩町から山梨県丹波山村にかけて、山腹や溪谷に分布しており、倉沢鐘乳洞や日原鐘乳洞などは、洞穴だけではなく、広大な周域まで聖域化して原環境が残された歴史がある。奥多摩町の倉沢鐘乳洞は洞窟そのものが倉沢神社であるが、明治維新の神仏分離令以前は倉沢権現とよばれ、窟は新宮と本宮からなり、大日・金剛界・胎蔵界・弥陀ヶ原・月山・湯殿山・三途ノ川など名付けられていた。倉沢に千年ヒノキの巨樹が残されているのは、かつての原環境の残影といえる。倉沢鐘乳洞の所在地は現在の秩父市南部の浦山ダム沿に南へ上り、仙元峠を越えて西多摩郡奥多摩町の氷川に至る倉沢谷にある。

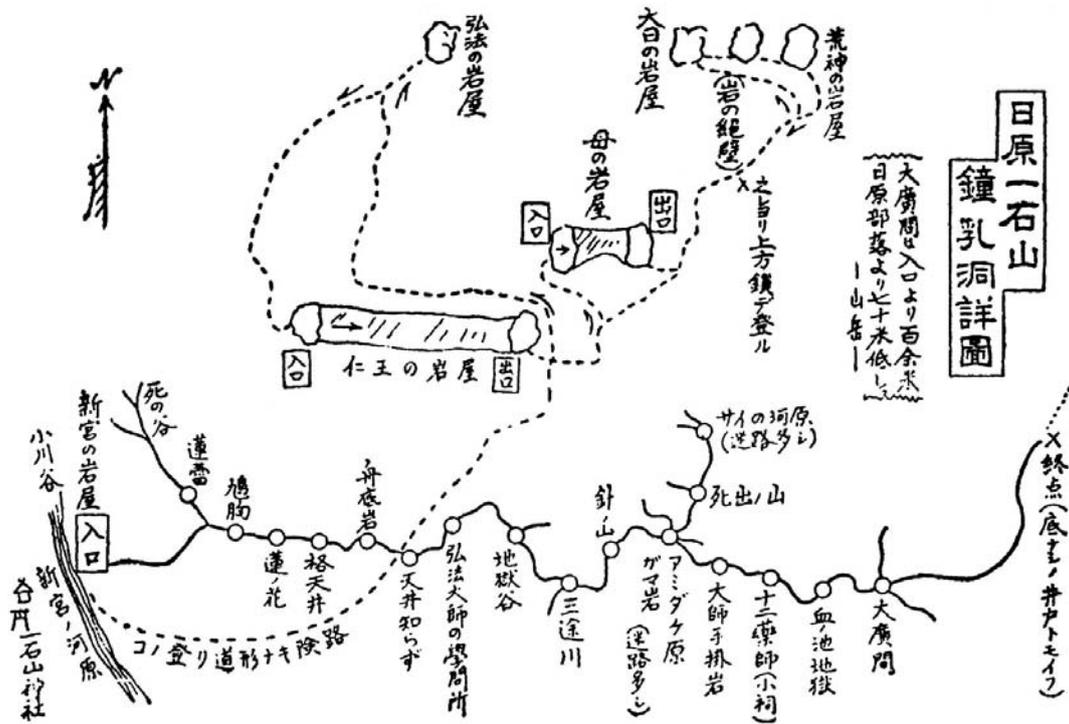


図9 日原一石山鐘乳洞詳細図（真鍋健一氏による）

その倉沢谷の西隣の小川谷には、奥多摩地方で最も規模の大きい日原鐘乳洞がある。図9に示された洞口から320m奥の十二薬師まで進むことができる。現在は奥多摩町日原地区が共同で観光資源として管理し活用しており、特に夏季は山水の自然と涼を求めて東京方面から訪れる人が多い。しかし明治時代以前、特に神仏分離以前は、一石大権現として崇拝された日原鐘乳洞であった（写12・13）。



写12 日原鐘乳洞入口



写13 鐘乳洞内の景観（鐘乳石・石筍・石柱等）

鐘乳洞は入口から「新宮の岩屋」と名付けられている。暗い洞窟内は黄泉への道と観想したのであろうか、死の谷・地獄谷・三途の川・針の山・死出の山・賽の河原・血の池地獄など、死後の恐怖を連想させる窟内の形状に符合した名称が付けられている。しかしまた地獄の恐怖を救済してくれる数多くの場所がある。蓮の花は極楽浄土の象徴であり、弘法大師の学問所（写 14）では経机のように台状の石があったり、阿弥陀ヶ原では極楽浄土へと導かれる。垂れ下る十二本の鍾乳石の姿から十二薬師と名付け（写 15）、十二神将を従えて人々の病苦を救済してくれる祈りの場所とした（鍾乳石は明治時代に破壊された）。



写 14 弘法大師の学問所



写 15 十二薬師

破線で示された別コースの洞穴では、まず弘法大師の岩屋を拝してから、聖なる窟を守護する仁王の岩屋を潜り、母の岩屋を潜るのは胎内に入ることを意味している。それから窟内の絶壁を登ると密教世界の主尊である大日如来の岩屋を拝し、荒神（竈神）の岩屋を経て元の通路を戻ることになり、否応なしに信仰の世界に導かれる。現在は電燈で明るい窟内であるが、かつては松明たいまつを用いたという。揺らぐ炎に照らし出される窟内の情景は、殊更に幻想的な異界と感じ、現代のような観光というよりも信仰に導かれたに違いない。現在も各所でお賽銭が上っているが、かつては通路にまで一文銭を播いて巡拝したという。

この一石大権現（日原鐘乳洞）に行くことを江戸時代は「湯殿詣で」と称した。湯殿とは現在の山形県の出羽三山（羽黒山・月山・湯殿山）の一つである湯殿山を指すのであるが、出羽三山に精通する戸川安章氏によれば、関東・東北地方全域を信仰圏とするその地域から、出羽三山総てを巡ることを前提としながら「湯殿詣で」と称したという。おそらく湯殿山は出羽三山の奥ノ院として御神体は秘所にされてきたことから、その秘所を極め拝する意味から、羽黒山詣でも月山詣でもなく湯殿山詣でと表現したのであろう。そして出羽三山に参詣するのは関東からは遠いので、同じ御利益を期待して名付けたのではないだろうか。何れにしても羽黒山や湯殿山の修験者がこの地に信仰を敷衍させた結果であることは間違いない。ただし江戸時代の一石大権現は、江戸の東叡山寛永寺末の別当大宝寺と、社家の原島家によって管理し、広域を聖域化して自然を保護していたことが次の掟によって判る。

一石山之掟

- 一、当山者役行者之草創、慈覚大師之再興也、弥天下安全之御祈祷無懈怠可相勤事
- 一、別当耆人、社家兩人之儀、慈眼大師如御定相違有間敷事
- 一、湯殿参詣之最花四拾八文、如先規別当江可収納、付、道者賄料百五拾文、先達錢拾八文者兩社家ニ可収納事
- 一、如先規牛王札守之儀、從別当可出之事
- 一、表口裏口如先規、為社家兩人隔年ニ道者可賄之事
- 一、権現拝所之近所道筋之^{ひぼく}貫木一円不可伐採事

寛文十二壬子年極月十日

觀理院舜盛 花押

円覚院謙泰 花押

別当大宝寺

社家原島淡路

同 右京

上記の掟は江戸寛永寺の役僧から、一石山の別当・社家に示されたものである。一石山とは巨大な一塊の石灰岩の中に造形された神仏習合の拝所であることから権現として崇拝された。掟の要点は、役小角が開創したという伝承から、修験道の行場となっていたことは間違いない。次いで比叡山延暦寺の天台座主慈覚大師（円仁）が再興した由緒。江戸時代に東叡山寛永寺を創建した慈眼大師（天海）によって別当大宝寺と社家原島両家が定められたこと。湯殿（日原鐘乳洞）参詣者の納入金は1人48文を大宝寺へ納めること。除災符の牛王宝印ごおうほういんも先規の通り別当寺より発行すること。それに対して道者（参詣者）の賄料（宿泊食費）は1人150文とし、表口と裏口から参詣する道者について、両社家が隔年交替で賄料を得ること。また先達（案内）料は1人18文とし、これも両社家の収入とする。

そして最も注目したいことは、一石山権現の拝所近所（境内）や道筋に尊厳をもたらしている樹木は、一切これを伐採してはならない、ということから、山上・山腹ばかりではなく、樹木伐採の容易な渓流域にも広く自然林が残されたことが判る（写. 16）。



写 16 奥多摩町一石山周域に残る自然林の巨樹（ミズナラ）

V. 原環境を必要とする御巢鷹山の多かった多摩川源流域

1. 鷹狩（放鷹）の概略史

御巢鷹山とは鷹狩（放鷹）用に育てる雛鷹を、鷹巣から捕獲するために保護・管理された自然林（原環境）の山のことである。おそらく日本国内では最多と考えられる多摩川源流域の御巢鷹山を述べる前提として、鷹狩とその狩猟場である鷹場についての概要を記しておく必要がある。

鷹狩とは鷹が死肉を食べずに生獣肉を捕食する性質を利用し、巣立直前の雛鷹から飼育し馴らした鷹に、鳥獣を捕獲させる遊技性をもった狩猟の一種とされている。そのルーツは中央アジアの遊牧民といわれる。

日本で記録の初見は、『日本書紀』の仁徳天皇 47 年 9 月 1 日に、依網屯倉の阿弭古が珍しい鳥を天皇に献上して申すには、自分は今まで網を張って鳥を捕えていたが、この不思議な鳥が捕えてくれるので、珍しいこの鳥を献上しましたと言上した。そこで天皇は百済王族出身の酒君を呼んで、是は何という鳥かと尋ねたところ、百済には多くいる鳥で、飼い馴らせば人の言うことをよくきく。また敏捷に飛んで諸々の鳥を掠め獲る。百済の人々は此の鳥を俱知（鷹）と称していると申し上げた。天皇は鷹を酒君に授けたところ、短期間のうちに飼い馴らし、足に縄を付け、尾に小鈴を付け、腕の上に据えて天皇に献上した。

天皇は早速百舌鳥野（堺市）で遊猟をされ、雌雄を数十羽も獲ることができた。そこで天皇は鷹甘部を定め、鷹を養う処を鷹甘邑と名付けたと記されている。

大宝律令（701 年）では兵部省に主鷹司が設けられ、朝廷・貴族の遊技となった。平安時代以後は末法思想や地獄・極楽思想などが布教されて、死後（来世）の地獄に通じる生前中の殺生を避けたいという認識が強くなり、特に中央では鷹狩が衰退したとされている。しかし地方では行われていたともいう。

鷹狩が盛んになったのは戦国時代以後で、織田信長や徳川家康が特に好んだことから、武将たちも鷹と獲物を贈答することが盛んとなった。江戸時代になると將軍家は勿論のこと、徳川御三家（尾張・紀伊・水戸）をはじめ有力大名は、参勤交代の在府中に鷹狩を楽しむことができた。鷹狩の場所を「鷹場」と称し、江戸から 10 里（40km）以内の武蔵野に広く求められた。鷹場に指定されると一般市民に対しては禁猟区（御留場）となるので特に農民たちは困惑した。このことは具体的に後記する。

尤も五代將軍徳川綱吉（1680～1709 年）の時代は、「生類憐みの令」によって殺生を禁じたから、鷹狩は禁止された。しかし 8 代將軍吉宗が就任した享保元（1716）年からは、「武家の氣風を改め、精神を緊張せしめる為」として復活させ、慶応 3（1867）年に鷹場制度が廃止となるまで続いた。明治以後は皇室と一部の旧大名や民間人に継承されている。また山人の間では、鷹狩という名称は用いなくても、生活の糧として大型のクマタカを飼育し、狐や狸を獲らせてその毛皮を換金していた人が明治以後も山形県の山村に生活していたことを、戸川幸夫氏は『史窓余話』（吉川弘文館、昭和 63 年）に述べている。

2. 江戸に雛鷹を供給した多摩川源流域の御巢鷹山

江戸時代の鷹狩は徳川将軍家と御三家を主として有力大名も参勤交代制度下で在府中の遊猟として行なわれた。そのことを総合して考えれば、一大名が自藩内で行なう鷹狩とは比較にならないほど広域の鷹狩場と多くの御巢鷹山を江戸周域に確保しておく必要があった。

御巢鷹山は自然植生が豊かで、切り立つ岩場もあるような人跡の稀な山岳でないと鷹は営巣しない。その恰好の場所が多摩川源流域であった。これまで述べてきたように、源流域の周囲は修験道の行場となった金峰山系の高峻な 2000m 級の山岳に廻らされ、源流域の入口には御嶽山と三峰山のこれもまた修験道の拠点霊山である。その上に流域内には聖域化された鐘乳洞が散在し、源流域全体が地形的にも宗教的にも俗化されにくい条件を備えていた。そして江戸にも接近しており、江戸との間には鷹場に好適な武蔵野台地がある。

要するに鷹狩に必要な①多摩川源流域の御巢鷹山 ②武蔵野台地の鷹場 ③鷹狩をする将軍家以下の在住する江戸。この三要素が、東西 80km、南北 20km のベルトの中にセットされていたことになる。三要素のどれが欠けても好条件の鷹狩は成立し難かったと思われる。そしておそらく御巢鷹山が、多摩川源流域ほど広範囲に密集している所は、全国どこにも見当たらないのではあるまいか。

図 10 は元禄 12 (1699) 年頃の奥多摩地域の絵図であるが、御巢鷹山の多かったことが示されている。多摩川本流と (現在は奥多摩湖) 雲取山を水源とする日原川に挟まれた山岳の、七ツ石山 (1757m)・鷹ノ巣山 (1737m)・将門馬場 (1456m)・六ツ石山 (1479m) などの山懐は特に御巢鷹山が多い。目につくものを挙げると、かんと場御巢鷹山 (以下御巢鷹山省略)・水根入・さわら尾・天ごい場・おなかう・しろぬた・飯馬尾・ひやまごう・みのと (巳の戸)・丑寅向・大雲取などがある。

図 10 の西に続く現在の山梨県側では大菩薩嶺を水源とする小菅川流域も多くの御巢鷹山がある。それに対して笠取山を水源とする丹波山川流域は御巢鷹山が少ないのは、最も山深く江戸への交通に障害が多かったことや、「黒川千軒丹波千軒」といわれたほどの金産地として、黒川山 (鶏冠山)・芦沢山などは中世から生産されていたことが影響しているのではないかと考えられる。

前記のような御巢鷹山から雛鳥を領主へ提供することが如何に大切なことであったかを物語る次のような記録が知られている (大館勇吉『奥多摩風土記』・安藤精一『奥多摩歴史物語』)。

それは戦国時代の永禄 5 (1562) 戊年 (安藤氏)、または天正 2 (1574) 戊年か同 14 (1574) 戊年 (大館氏) に、北条氏の家老で八王子城代の横地監物が、一原 (日原) の原嶋左京亮と百姓中に申し付けた文書である。



図10 元禄12(1699)年頃の氷川村他十五ヶ村絵図(奥多摩町田草川隆氏所蔵)

書出

右三田時おろし付候いつ原之内、すはい鷹当年も申付おろさすべく候、定而一すの事者不申及候、当年之事者如何様に新巢二すも三すも可見立候、若すをかくすや又無稼致て不尋出付而者、原嶋可処越(落)度申付候、百姓をバ従類いつ原をはらはせらるべく必以あやまちせざるやうに、来朔日二日之間ニ可持参由被仰出者也 仍如件

上記から判ることは、三田氏の時代（平将門の後裔と自称し中世は勝沼城を拠点に青梅周域の柚保を本貫として支配した）に下命されていたの一原（日原）で獲る鷹巢の雛鷹を本年も申し付ける。定めの一巢は勿論のこと、新巢を二つでも三つでも見付けるように。新しい巢を隠したり、探し廻らずに見付さない場合は原嶋の落度として処罰し、百姓と共に一原から追放する。必ず失敗しないように、来る五月朔日二日の間に持参するように、という厳しいものであった。

これは恐らく横地氏自身の鷹狩用に育てる雛というよりも、北条氏への献上用、そしてまた北条氏は織田信長への贈物ではなかったのだろうか。安藤精一氏によれば、北条氏照は天正7（1579）年9月に織田信長に鷹を贈って好を通じている。

江戸時代においても御巢鷹山の管理・観察が厳しく行われていたことが、多摩川最上流域の小菅村御鷹見十人衆から名主・組頭に宛てた次の記録によってよく判る（『甲斐国志』）。

一札之事

御巢鷹御用別て当年厳敷く仰せ付られ候段畏れ入り奉り候、例年より相究め候御巢鷹は申すに及ばず、奥野末々迄も随分精出し相尋ね申すべく候、若し山の内見届けず外より相知れ候はば、何分の越度にも仰せ付けらる可く候、御鷹見仲間の内、山へ出ざる者御座候はば、仲間の内にて詮議仕り申し出づ可く候、惣て山へ罷り出候ても手前のかせぎ計り仕り、御巢鷹不精に仕り候もの御座候はゞ御鷹見仲間吟味仕り申し上ぐ可く候、其の為一札出し申す所仍て如件。

享保八卯二月

郡内領小菅村 御巢見

佐右衛門（以下十名）

名主 源太左衛門殿 組頭衆中

上記もまた厳しかった御巢鷹山の御巢見役に対する通告である。今年は特に厳しく御巢鷹御用（雛鷹の確保）を仰せつかったので、定例の御巢場は申すまでもなく、奥深く隅々までも一所懸命に働きつとめます。もし鷹見仲間の者で山に入らない者や、入っても自分の稼ぎばかりして御巢鷹の発見や管理につとめない者がおれば、仲間内で取り調べますので、こゝに証書を提出します。という内容である。因みに大菩薩峠に近い小菅村一帯の御巢鷹山は次のように多く、これを管理し巡察することは相当な日数と労力を費したと思われる。

上記の小菅村御鷹見十人衆が管轄したのは、現在の犬伏市との境をなす大菩薩嶺から南

へ延びる小金沢山 (2014m) にも及んでいた。このうち土室山に御巢鷹山が次の6か所あった。サギチョウ尾、豎30町、横20町 (以下豎横省略)、栗ノ木尾 (20町・10町)、シラヒノ油尾 (35町・22町)、タタビノ尾 (32町・35町)、ノボリノ尾 (40町・25町)、戸沢ノ尾 (30町・30町)。小金沢山にも次の6か所があった。押払沢ノ尾 (35町・20町)、大カンバ尾 (50町・10町)、エンマ小屋ノ尾 (46町・10町)、ナラ木ノ尾 (40町・20町)、石小屋ノ尾 (40町・40町)、クラカイ場 (25町・20町) など、おそらく総ては自然林の中の獣道や、所によっては切り立つ岩場などを含む巡察は、山人といえども楽な仕事ではなく、それ故に出精するよう督励する必要があったと推察される。

奥深い自然林の中の鳥獣を捕食した鷹が営巣するような御巢鷹山であっても、有用材が盗伐されることもあった。幕末の世情不安な時期ではあるが、三峰山の新・古大滝村の御巢鷹山、次の7か所、三峰山森の豎横凡そ千町四方 (以下豎横省略)、大泊山のうち楮場山の凡そ17~8町四方、滝川山の熊穴45町四方、赤沢山のうち檀刺山45町四方、瀧川山のうち白岩山45町四方、大泊山のうち岩穴山12町四方、存光御巢鷹山2町6反余について、御巢鷹山は総て雑木山が主であり、御巢守の御鷹見後は、春彼岸中から半夏十日前後以内に3度も見廻り、御巢掛があれば大切にし、御巢下して雛鷹を上納できるようにしてきたと報告した上で、ところが上記御巢鷹山の中で、三峰山御巢鷹山の立木凡そ1万本のうち、松2本、樅6本、栗13本、榎51本、杉32本、桧46本、計150本が盗伐され、何者の仕業であるのか判らないのでお届けしたと、新・古大滝村の名主角右衛門と儀兵衛が、岩鼻藩役所に届出ている (『大村村誌、資料編四』)。

奥深い山の御巢鷹山は、原環境の自然林の中に有用材も混っていることから、御鷹見衆の巡察は無い日が圧倒的に多いので、盗伐されることもあったとしても、全体的に見れば、御巢鷹山の存在は、多摩川源流域に広く原環境が保護された大きな要因になったと考えられる。

3. 鷹場となった武蔵野台地の村々と御鷹場御法度

江戸幕府の鷹場制度については、前記のように多摩川源流域で獲った雛鷹を、江戸の「鷹匠」が育てながら鷹狩の訓練をした。蛭田昌子「江戸前期の鷹場と多摩」(大石学編『多摩と江戸』)によれば、鷹匠は天和元(1681)年の116人から享保年間(1716~'68年)以降は40人に減少していたという。将軍綱吉時代(1680~1709年)の生類憐みの令で鷹狩が中断された影響であろう。鷹匠頭は、1000石以下の旗本で、配下の鷹匠は50石以下の旗本が任用されたが殆んど世襲であった。

鷹の訓練場は「^{とらえかいば}捉飼場(鳥飼場・取飼場)」と称し(図11)、鷹匠の支配下にあったが、捉飼場の管理は「^{のまわり}野廻(郷鳥見)^{ごうとりみ}」が行ない、鷹場の百姓とも平素から後記するような鷹場法度の周知徹底と百姓との調整に当らねばならなかった。野廻は250石以下の旗本から選ばれ20~30名であったという。

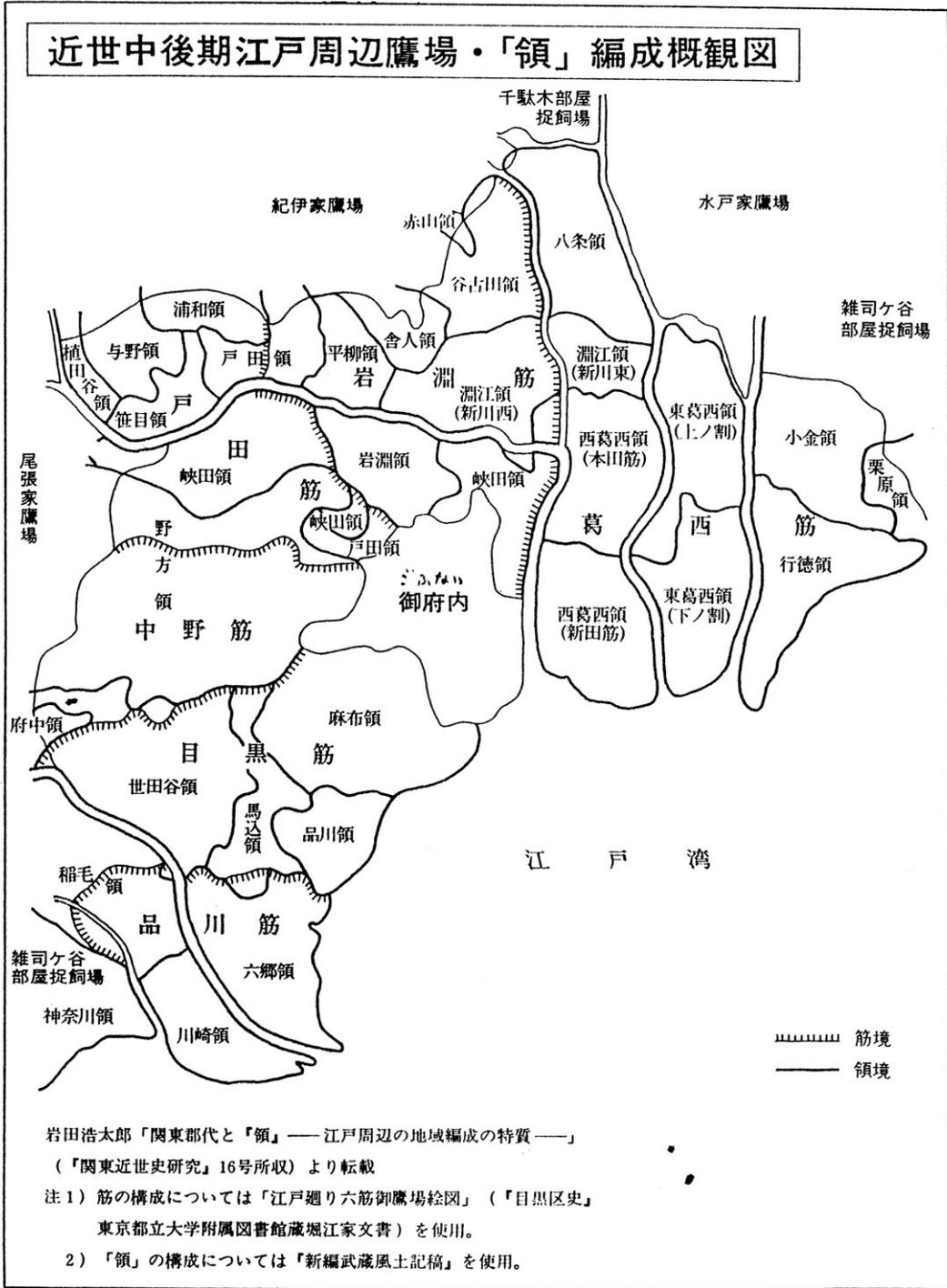


図11 近世中後期江戸周辺鷹場・「領」編成概観図『(日本地名資料集成)角川書店』

飼育中の鷹に与える餌を獲る者を「餌差(餌指)」と称し、雀・鳩・ほゞじろ等の小鳥を大量に生捕りにしておかねばならなかった。また鷹場で獲物を追い出すのは獵犬であり、その犬を飼育し訓練する者は「犬牽(犬飼)」と称した。

鷹狩の舞台となった鷹場は主に武蔵野台地と江戸に近い下総台地の一部である。火山灰

層（関東ローム層）に被われて起伏の少ない広い台地であり、その台地を刻む浅い浸食谷による起伏もある。江戸時代に開拓された新田村が開拓道路に沿って街村を形成しているが、農家の背後は整然と短冊状に区画された畑と、その奥は防風林と薪供給を兼ねた雑木林が広く残されていた。水利の悪い丘陵部や浸食谷の斜面は殆ど雑木林であった。

そのような武蔵野台地では農作物を荒らす猪・鹿・野鳥類が特に多い。鷹場としては絶好の条件を備えていたことになる。それに加えて鷹場に指定された所は、平素は百姓に対して禁猟区としていたから百姓にとっては至極迷惑なことであつたに違いない。蛭田氏によれば、延宝6（1678）年から嘉永元（1848）年の間、尾州藩の鷹場となった村は153～185か村に及んだ。そして鷹狩の回数は生類憐みの令（1680年）以前の60年間に45回、吉宗による鷹狩復活（1716年）から鷹場制が廃止（1867年）されるまでの約150年間は36回に減少している。しかしこの数は尾張藩だけのものであるから、将軍家や他の御三家と有力大名など、全体を総合すれば多くの村々が大きな影響を受けたことになる。その具体的な影響を推察させる規制が、吉田豊『犬鷹大切物語』の安政4（1857）年の「尾州藩御鷹場御法度証文」として紹介されており、大変よく鷹場内の百姓に対する規制が読み下し文で述べているので全文を転載することとした。（㊤～㊦の符号、下線は加筆）

尾州藩御鷹場御法度証文

安政四年正月 當麻家文書

差し上げ申す御鷹場御法度証文の事

- 一、御鷹場内に於て御鷹御遣ひ成られ候はば、御預かり合札引き合はせ申すべく候、御餌差衆にても右同前相改め申すべく候、㊤すべて御（鷹）場の内にて御札なく殺生仕り候か、または外より入り込み殺生仕り候者御座候はば、何れの御鷹あるいは御餌差衆と承り届け留め置き、早速注進仕るべく候事
- 一、御鷹野に成らせられ候御道筋は申すに及ばず、脇道・細道等に至るまで、構ひに相成候いぼら・さかもぎ逆茂木取り片付け申すべく候、ならびに道・橋・横道等まで先規のごとく念を入れ相造り申すべく候事
- 一、御鷹場へ御越成られ、御逗留中、村々にて犬猫をもって繋ぎ置き申すべく候、もつとも御鷹御止宿の村方も御座候はば、往来の者乗打慮外仕るまじく候事
つけたり、㊦案山子御免なくして仕るまじく候事
- 一、冬田に水みづ包み申すまじく候、惣じて川殺生、年中押し通し堅く仕るまじく候事、つけたり、御成筋畑・山廻り等、茂屋伐り抜き申すべく候、もちろん大小橋等見廻り、ずいぶん丈夫に懸けかへ仕るべく候事
- 一、鉄砲所持仕り候者御座なく候、右鉄打ち候もの御座候はば、才覚をもって出所承り届け、早速御注進仕るべく候事
つけたり、㊧猪・鹿・兎等に至るまで御免なくして追ひ申すまじく候事

一、◎飼鳥一切仕るまじく候、大鳥は申すに及ばず、小鳥に至るまで、巢子^{すこ}一切取り申すまじく候、もし落ち鳥・落ち獸御座候はば、早速御注進申し上げ、御差図に請け申すべく候、隠し置き後日に露見仕り候はば、いかやうの越度にも仰せ付けらるべく候事

つけたり、猪・鳥一切追ひ立て申すまじく候事

一、御預かりの御合札紛失仕らざるやう、大切に取扱い仕るべく候、御預かりの御境杭大切に仕るべく候、御境塚・垣等相挽き候はば、風雨に限らず、早速人夫差し出し仕直し、その上御注進仕るべく候事

つけたり、御用人馬御廻状継ぎ、遅滞なくきつと相務め申すべく候事

一、御鷹場内新屋敷・水車取り建て候はば、先だつて相届け、御鳥附相障り申さざるやうにいたすべき旨仰せ渡され、承知仕り候、ただし下々水車取り建て候者これ有り候はば、先だつて御訴へ申し上げ、御聞き済みの上、仕らせ申すべく候事

つけたり、新屋敷・新家作すべて小屋敷しつらへ候節は本文同やうに相心得申すべき事

一、神事祭礼すべて大勢人集り候儀仕り候はば、右神事取り懸り申さざる以前、御訴へ申し上ぐべく候事

一、◎棒・竹鎗をもって猪・鹿追ひ散らし願書付 正月廿日限

一、威鉄砲追ひ散らし願付 正月廿日限

右打ち留めは 八月朔日限

一、案山子願書付 九月廿日限

右三ヶ条日限の通り願書差し上ぐべく候、もし日限後差し出し候分は願相済まず候事
右之条々相背き候はば、いかやうの越度にも仰せ付けらるべく候、これにより村々連印差し出し申し候ところ、件のごとし

多摩郡田無村 名主 下田半兵衛 印

組頭 幸吉 印

百姓代 権左衛門 印

(以下十二ヶ村略)

合御鑑札廿六枚

ほかに村方御鑑札貳枚 大沼田新田分

右は、当村々へ御焼印御鷹合札ならびに小鳥札御預け置かれ、今般御改めの上、私どもへ御渡しなられ、^{たしか}慥に受取り預かり奉り候、前文の通り、殺生人参り候はば、右御札に合はせ、見申すべく候、勿論御札御改め成られ候節は、名主持参仕るべく候、自然出火等これ有るみぎりは、専一に相守り、紛失仕らざるやうに大切に取扱い申すべく候、後日の為御鷹合札ならびに小鳥札預り証文村々速印差し出し申し候ところ、よって件のごとし

御鷹場御預御案内 當麻弥左衛門殿

上記の「御鷹場御法度証文」は、安政4（1857）年正月に、尾州藩の御鷹場であった多摩郡田無村（現、西東京市）の名主・組頭・百姓代が連署で御鷹場御預御案内役の當麻弥左衛門に提出した法度（禁制）に対しては、相背かないことの誓約書である。

この法度は田無村に対するだけのものではなく、尾張藩御鷹場の村々総てに共通したものである。そして將軍家や他の御三家や有力大名の御鷹場についても同じような法度があったと考えられる。また安政4年に限定した法度ではなく、文言や条項に変化があったとしても江戸時代当初から規制はあったようである。

以上のことを前提としてこの御鷹場御法度を吟味すると、下線を引いた部分の内容こそが、多摩川源流域の山岳信仰に淵源をもった「御眷属神・お犬様」の拝借を必要としたのではないかと考えられる。

まず冒頭の条項㉔から、御鷹場の中で鳥獣の殺生を百姓達には禁制としていた。もし殺生した者が居れば、どこの御鷹匠か、御餌差衆かを確め、早速注進しなければならなかった。つまり鷹匠か餌差以外の者で、鷹場において鳥獣を獲る者はいないと言うことが前提となっている。

付の㉕では田畑に案山子^{かがし}を許可なく立てることも禁じられた。

付の㉖では、猪・鹿・兎などに至るまで、殺生は勿論のことであるが、許可なく追払うこともできなかった。

㉗は、大小を問わず鳥や雛は一切飼育してはならなかった。鶏なども飼えなかったことになる。

㉘鳥獣の飼育や殺生が出来ないばかりでなく（犬猫は鷹狩の時は繋いでおけばよかった）、勝手に追払ったり、案山子を立てることも許されなかったので、期間を限定された中で届け出によって次のように許可された。

猪・鹿の追散らしは棒や竹槍で行なう場合には毎年正月20日までに願書を提出すること。

威し鉄砲（空砲）で追い散らす場合の願書も正月20日までとし、その使用は8月1日迄とする。以後の空砲使用は認めない。

案山子を立てる場合の願書は9月20日迄とする。

以上は要するに、武蔵野台地を主舞台とした鷹場では、鷹狩に際して最も獲物が多くとれるように、平素から猪・鹿・野鳥類を禁猟することで大いに繁殖させていたことになる。

殊に將軍綱吉の時代（1680～1709）に生類憐みの令で全国的に殺生が禁制となり、吉宗が享保元（1716）年に鷹狩を復活させるまでの36年間に、猪・鹿・野鳥類は繁殖を極めたと思われる。これでは百姓は堪^{たま}ったものではない。

御眷属様・お犬様・大口真神など、称えられた山犬（狼）の符札（呪符）が三峰山から始まったという背景には、前記のような鳥獣被害の実情を熟知していた秩父郡野上村多宝寺住職の日光法印が、享保年間（1716～'36年）に三峰山観音院^{あつかいぼう}看坊として入山し、寺の周辺で目撃される狼の群を見て考えついたのではないだろうか。武蔵野台地を含む関東

平野は田畠が広く、また関東山地も焼畑生活の山人が多かったので、実物の山犬は無理であるとしても、せめて山犬の符札を御眷属様・お犬様・大口真神様と唱えて、藁をも掴む思いで猪鹿鳥獣による作物被害の防除を願ったのであろう。因みに横山晴夫氏によれば、現存史料で最も古い御犬拝借の記録は、宝暦4（1754）年に下総国印旛郡神門村から猪鹿除け願が三峯山大権現に出されたものであるという（Ⅱ.1. 参照のこと）。

御犬様の符札を発行する社寺が、三峯山のほかに武州御嶽山・両神山、甲斐金峰山（金櫻神社）など、関東山地南部に多い理由が示唆されているように筆者は考える。

結 び

江戸・東京という巨大な消費都市が発展した歴史を現代まで継承しながら、都心部から100km 圏内の近接した多摩川源流域に、原始的自然環境（原環境・自然林）が広く残された背景を、当初は水源山地となっている雲取山（三峰山）・笠取山・大菩薩嶺など、関東山地最高峰の^{きんざせん}金峯山山系の山岳や源流域入口の^{みたげさん}御嶽山などが、総て明治維新前は自然崇拜を母体とした山岳信仰、特に神仏習合の修験道の行場となったことで概ね説明可能ではないかと予想していた。

その理由は、修験道は神道・仏教・道教（神仏思想）などを習合し、神や仏やその習合（本地垂迹）した権現が鎮まると信仰した山岳を、聖なる行場としてため俗化することを敬遠し、自然を守護（保護）しようとしたからである。次ページの「信仰による自然保護」で集約的に示したように、神・仏・道教を個別にみても、神道では神社四至（東西南北の境）の内は、禁伐としたことが延喜式（927年）に記録されている。したがってこれをその後も厳守すれば自然林は残ったはずである。仏教もまた五戒の第一は殺生戒であり、広域の寺院境内でこれを厳守すれば動植物の生態系は保護されたはずである。道教は教団として日本には伝来しなかったとされているが、民間信仰では俗化されない神仙境を山に求めた。修験道は上記の総てを習合し、山岳を行場とした^{みねいり}峰入（入峰）が中世には全国的に普及していたから、その行場となった山岳は原環境としての自然林が守護（保護）される結果となった。これは北海道を除く本州・四国・九州の山岳総てに適用可能な山岳信仰と自然保護の原理といえる。

翻って多摩川源流域をみても、現在の御嶽神社・三峯神社・一石山神社・倉沢神社などは、明治維新前は総て神社の名称ではなく、権現・大権現と称えられていた。甲斐金峯山の金櫻神社も通称は蔵王権現であった。

山岳名もまた神道・仏教・修験道に関係して信仰された名称が目立つ。2.5 万分ノ1地形図に目を通すと、金峯山（2599m）・^{しやう}笠ノ岩山（1255m）・御嶽山（929m）などは修験道の根本道場である大峰山から導入されたものである。天狗棚山（1606m）の天狗は山伏や山神の化身ともいわれる。^{ごおういんだいら}牛王院平（1860m）は除疫符や^{きしやうもん}起請文に用いて修験者が流布していた^{ごおうほういん}牛王宝印に由来している。大菩薩嶺（2056m）も悟りを求める行人の山、天祖山（1723m）

信仰による自然保護

思想
仙道
神道

山 廣明所開切集韻韻會師開切正韻師姦切林與剛音同
起之形釋名山產也產萬物者也易說卦天地定位山澤通氣
仙境化(自然・非俗)・神仙界

〔康熙字典〕
中華書局出版(北京)一九八四年

仏教

一佛成道。親見法界。草木國土。悉皆成佛。〔維摩〕一頌四句の偈文、大乗の極意を説く。(『佛教大辞典』織田得能、大倉書店、昭和5年)

浄土化(堂塔伽藍・莊嚴)
夏(陀羅界)

神道

(927年)

『延喜式 卷三神祇三』(『日本古典全集』同刊行会・昭和3年)
凡諸國神社隨破修理。但攝津國住吉。下總國香取。常陸國鹿嶋等
神社正殿。廿年一度改造。其料使用神稅。如無神稅。即充正稅。
凡神社四至之内。不得伐樹木及埋藏死人。
神聖化(磐座・神籬・神鏡等)・八百万神

修験道

行場化

一、声聞・菩薩の行として、新客は先達の言うことを聞いて、もたつかないように準備する。古参の人は新客に教える。また、山の一木一草を敬います。そして自然と一体化します。そうすることによって神さまや仏さまに助けられて、修行ができます。

〔金峯山〕宗報第28号・平成八年九月
金峯山修験本宗宗務庁

「三峯相承法則密記」阿吸房即傳・大永五年(1525年)
第百十六山峯二名事 (増改日藏・第94卷)

剛雅曰土高有石曰山山者産也言意生萬物山頂曰嶺山脊曰岡大而高曰嶺小高曰岑銳而高曰嶺山秀曰峯山足曰麓

現代の修験道

(1998年)
大峯奥駈行に想う
——奥駈でさるる雲(じ)を感じて
修験行 頭木寛進

平成15年6月22日、歴史地理学会研究大会発表資料『多摩川源流域の山岳信仰と自然保護』による
於、茨城大学

は天照大神やその祖神の宿る山。ウトウの頭(1602m)はおそらく殺生を戒めた謡曲の善知鳥に有縁の仏教説話に由来するものであろう。天目山(1718m)は中国大陸の仏教・道教の霊山に準えたものと思われる。

以上のように聖なる山岳名称の多い多摩川源流域であるが、それに加えて、冒頭の「まえがき」でも触れたように、多摩川源流域の中核地域ともいえる奥多摩町が、全国市町村の中で最も巨木数の多い自然林が残された背景には、御巢鷹山の存在があると考えられる。おそらく全国で多摩川源流域ほど多くの御巢鷹山が分布している地域はないであろう。その理由は、江戸将軍家をはじめ有力大名が江戸近郊の武蔵野台地を主な鷹場とした為、雛鷹を捕獲して江戸の鷹匠へ送り届ける必要があり、鷹の営巣に自然林は不可欠だったからである。

俗世界と隔絶するために原環境(自然林)を必要とした修験道霊山に囲まれ、山腹や溪谷部に散在する鐘乳洞さえも信仰対象となって周域の原環境が保護されたばかりでなく、多数の御巢鷹山によって原環境が残されたと考えられる。

しかし明治維新の神仏分離令(1868年)や、明治4(1871)年の上知(地)令によって広域な社寺境内地が政府に没収されて官有地(殆んど官有林)となり、自然林の樹木が薪炭材や建築・土木用材として伐採が相次ぐ結果となった。そして翌明治5年には修験道廃止令が布告された為、従来は全国的に盛んであった民衆の山岳登拝を推進したり、原環境の行場を必要とした修験道は急速に解体し衰退する結果となって、全国的に原環境が山岳から失なわれて行く傾向となる。

ところが多摩川源流域に関しては、江戸時代初期の承応2(1653)年から多摩川上流の羽村(青梅市)を取水口とする玉川上水が、江戸四ッ谷大木戸までの約50kmの間に導水されて、武蔵野台地の開拓と、江戸市民への給水に多大な貢献をしていた。したがって当時から一貫して奥多摩の山岳・山林は、その水源涵養に重要な存在として認識されていた。

明治維新後もその認識があって、すでに明治14(1881)年には多摩川流域のみの東京府編入案や、同19(1886)年に北・西多摩郡の編入案が検討された。しかしそのたびに神奈川県との反対で実現しなかった経緯がある。しかし、同22(1889)年の甲武鉄道(中央本線)の開通で三多摩と東京の結びつきが強くなり、明治26(1893)年に西多摩・北多摩・南多摩の三郡が神奈川県から東京府へ移管された。

当時、首都東京の水と、水源林の確保が重要視されていたことから、明治34(1901)年に至り、多摩川源流域である西多摩郡の国有林と、若干の民有林を買収し、その後も付加されて図12のような東京府(都)水源林として自然林が保存される結果となった。図2の多摩川源流域に残された自然林と、図12の東京都水源林の分布を比較すると、大変類似したパターンであることが判る。

更に現在、多摩川源流域のほぼ全域が、秩父・多摩・甲斐国立公園として多くの人々に自然景観や、山岳信仰文化遺産などが観賞される行楽地となっている。しかし改めて言えることは、自然林の多い東京都の水道水源林を含む多摩川源流域が、日本一の巨樹本数を

もつ奥多摩町に残っている原環境（自然林）は、明治時代以後に育ったものではないということである。その殆んどは明治維新以前から、山岳信仰の厳しい戒律と、山地民や百姓が、猪・鹿の被害を受けながら、犠牲となって、鷹狩やその雛鷹を供給する御巢鷹山が存在したことで、広域の自然林を現在まで保存させているということである。

以 上

参考文献・資料

- 鏡味完二・鏡味明克『日本地名学』原書房、1981年（1957年版復刻）
- 大島建彦・藺田稔・圭室文雄・山本節編『日本の神仏の辞典』大修館書店、2001年
- 國學院大学日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、1994年
- 中村元・福永光司・田村芳朗・今野達編『岩波仏教辞典』岩波書店、1989年
- 宮家準編『修験道辞典』東京堂出版、昭和61年
- 長野覺「修験道の歴史と現状」『神仏習合と修験』田邊三郎助編 新潮社、平成元年
- 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、昭和57年
- 村上専精・辻善之助・鷺尾順教編『明治維新神仏分離史料』（大正15年）、名著出版、昭和45年復刻
- 環境庁編『日本の巨樹巨木林（全国版）』1991年
- 真板昭夫・堀田昌子編『日本の巨樹巨木林のすがた』全国巨樹巨木林の会、2002年
- 昌平覺地理局総裁林述齋編『新編武蔵国風土記稿』文政11（1828）年
- 齋藤典男『武州御嶽山史の研究』隣人社、昭和45年
- 木代修一「近世における武州御嶽御史の生活」、宮田登、宮本袈裟雄編『山岳宗教史研究叢書8』名著出版、昭和54年
- 西海賢二「武州御嶽山信仰と講社」同上
- 横山晴夫校訂『三峯神社史料集』第1巻～第7巻
- 横山晴夫「三峯信仰の展開」『山岳修験』第24号 三峯山特集、日本山岳修験学会、1999年
- 千嶋壽「秩父地方の山岳信仰と三峯山」 同上
- 金子善光「三峯神社の狛犬信仰をめぐる」 同上
- 山口民弥「オオカミと御眷属信仰」 同上
- 朝日則安「武州三峯神社の神仏分離」 同上
- 三木一彦「檀廻と奉納の記録にみる江戸の三峰信仰—十九世紀前半に焦点をあてて—」
- 横山晴夫「三峯信仰とその展開」『山岳宗教史研究叢書14』名著出版、昭和55年
- 大滝村誌資料調査委員会編『大滝村誌、資料編1～4』、大滝村、昭和46年～50年
- 上野福男「近世多摩川水源山村民の山稼行動と秩父大滝御林山における伐木山論」『駒澤地理』第14号、昭和53年
- 佐藤八郎校訂『甲斐国志』（原本・甲府勤番支配松平定能編、文化年間）雄山閣、昭和57年
- 清雲俊之「甲斐金峰山と修験道」『山岳宗教史研究叢書』9巻、名著出版、昭和53年
- 青海市史史料集『皇国地誌・西多摩郡村誌（一）～（六）』青梅市文化財保護委員会編、青梅市教育委員会、昭和50年～59年
- 大館勇吉『奥多摩風土記』有峰書店新社、昭和55年
- 安藤精一『奥多摩歴史物語』百水社、1993年
- 齋藤毅編『丹波山村誌』丹波山村、昭和56年

戸川幸夫「鷹狩」『国史大辞典』9、吉川弘文館、昭和63年

大石学編『多摩と江戸—鷹場・新田・街道・上水—』けやき出版、2000年

吉田豊『犬鷹大切物語』柏書房、1999年

槇本晶子「尾州藩の鷹場について」『多摩のあゆみ』多摩中央信用金庫、昭和63年

図目次

図 1	多摩川水系流域に占める調査・研究対象の源流域	45
図 2	多摩川流域と周域の自然林分布	46
図 3	武蔵国御嶽神社太占祭の作柄	5
図 4	武蔵国御嶽山大口真神（お犬様）神札	5
図 5	三峯神社大口真神（お犬様）神札	13
図 6	安政 5 年三峯山周域絵図（大滝村誌資料編 1）	47
図 7	関東甲信越地区三峰講分布図（昭和 41 年度講数）	17
図 8	甲斐国金峯山金櫻神社の「お犬様」神札	23
図 9	日原一石山鐘乳洞詳細図（真鍋健一氏による）	26
図 10	元禄 12（1699）年頃の氷川村他十五ヶ村絵図（奥多摩町田草川隆氏所蔵）	31
図 11	近世中後期江戸周辺鷹場・「領」編成概観図『（日本地名資料集成）角川書店』	34
図 12	東京都水道水源林位置図	48

写真目次

写 1	御嶽神社	4
写 2	御嶽山上集落	4
写 3	御師馬場家	5
写 4	御嶽山の神代ケヤキ	6
写 5	三峯神社	11
写 6	三峯神社奥社の鎮座する妙法ヶ岳	11
写 7	三峰山の最高峰雲取山	12
写 8	三峯神社付近に残るブナの巨樹	12
写 9	大菩薩峠（1898m）	24
写 10	大菩薩峠付近の自然林	24
写 11	大菩薩峠の介山荘に祀られている山守の修験者木像	26
写 12	日原鐘乳洞入口	26
写 13	鐘乳洞内の景観（鍾乳石・石筍・石柱等）	27
写 14	弘法大師の学問所	27
写 15	十二薬師	27
写 16	奥多摩町一石山周域に残る自然林の巨樹（ミズナラ）	28

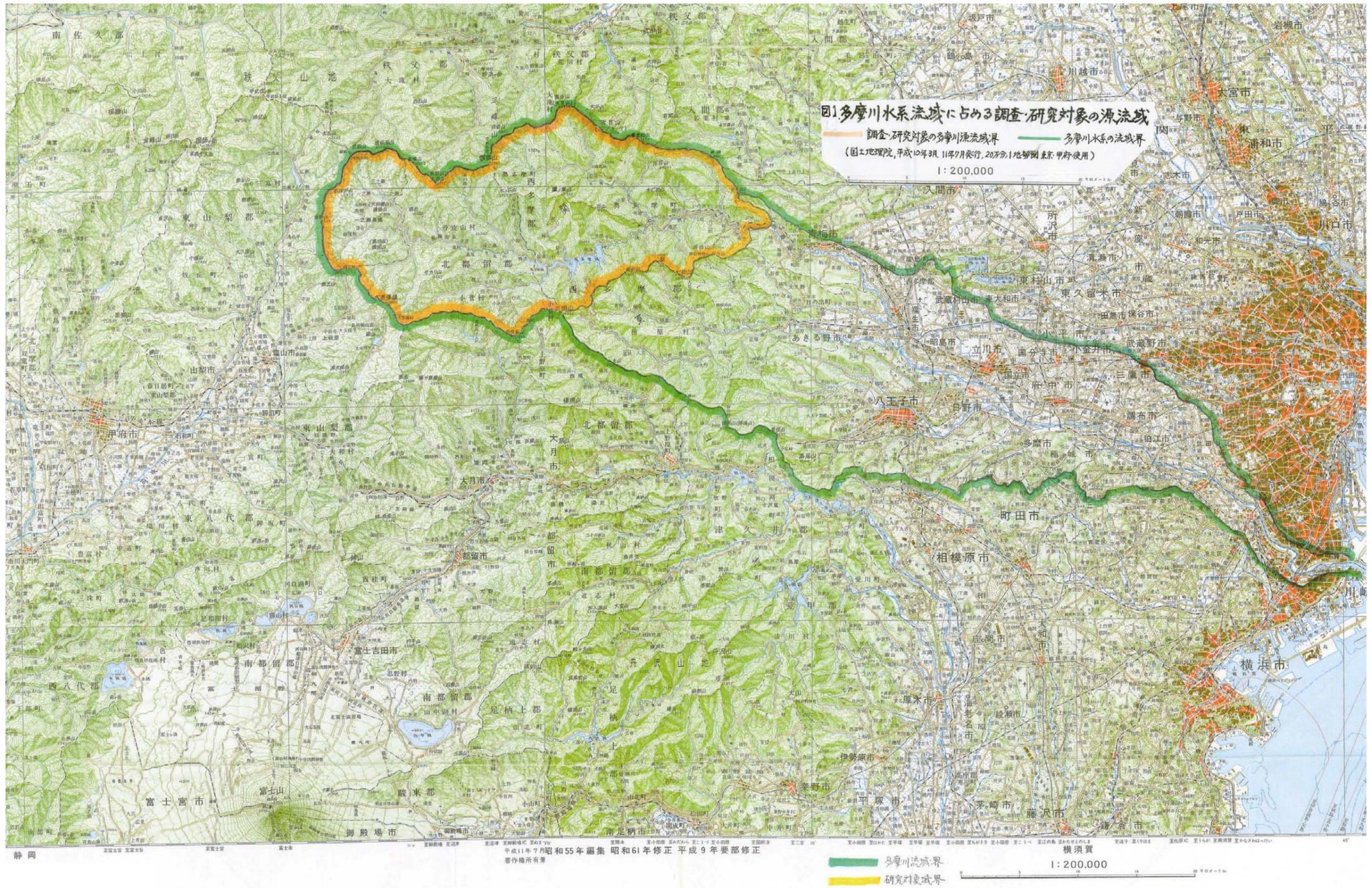


図1 多摩川水系流域に占める調査・研究対象の源流域

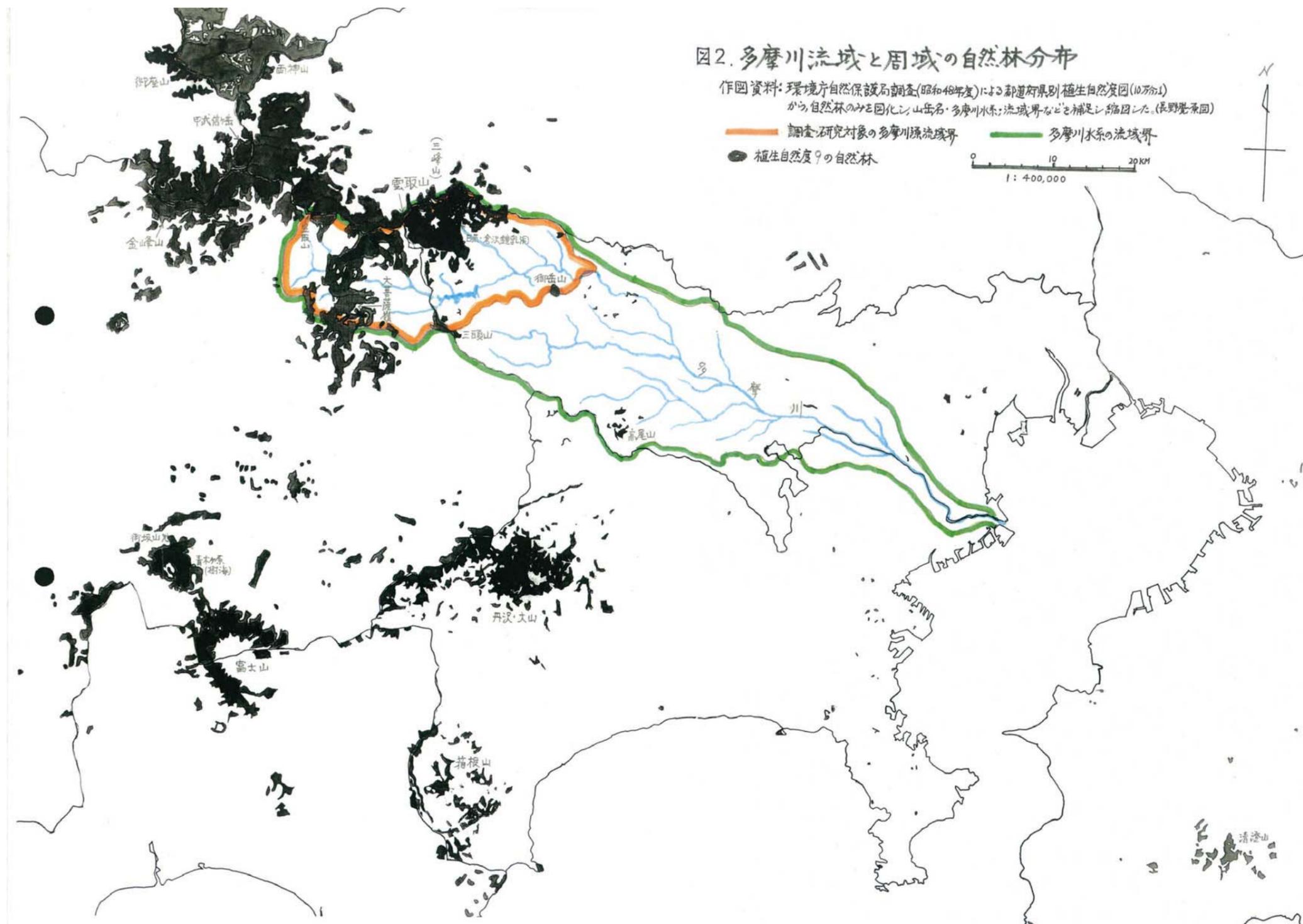


図2 多摩川流域と周域の自然林分布

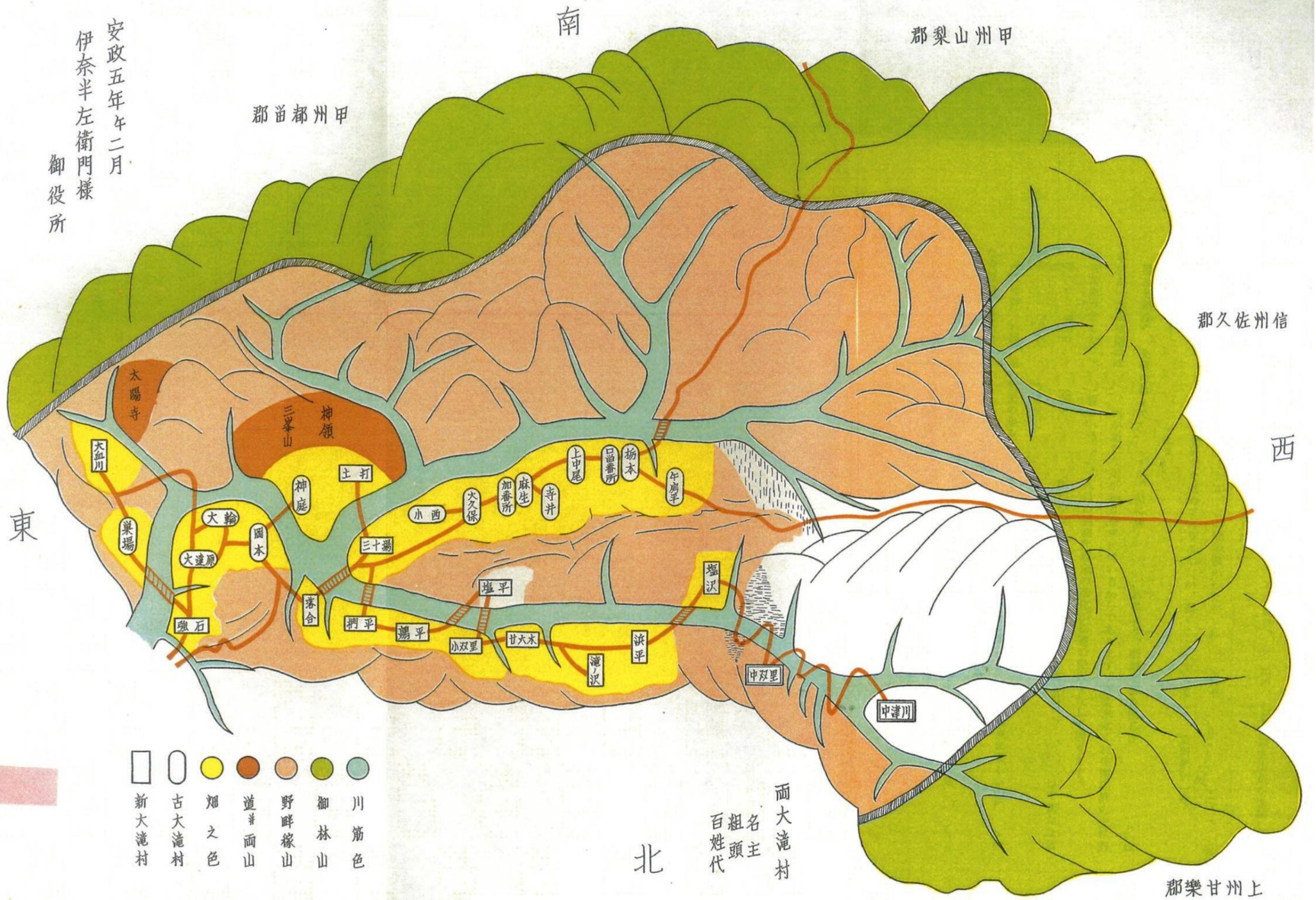
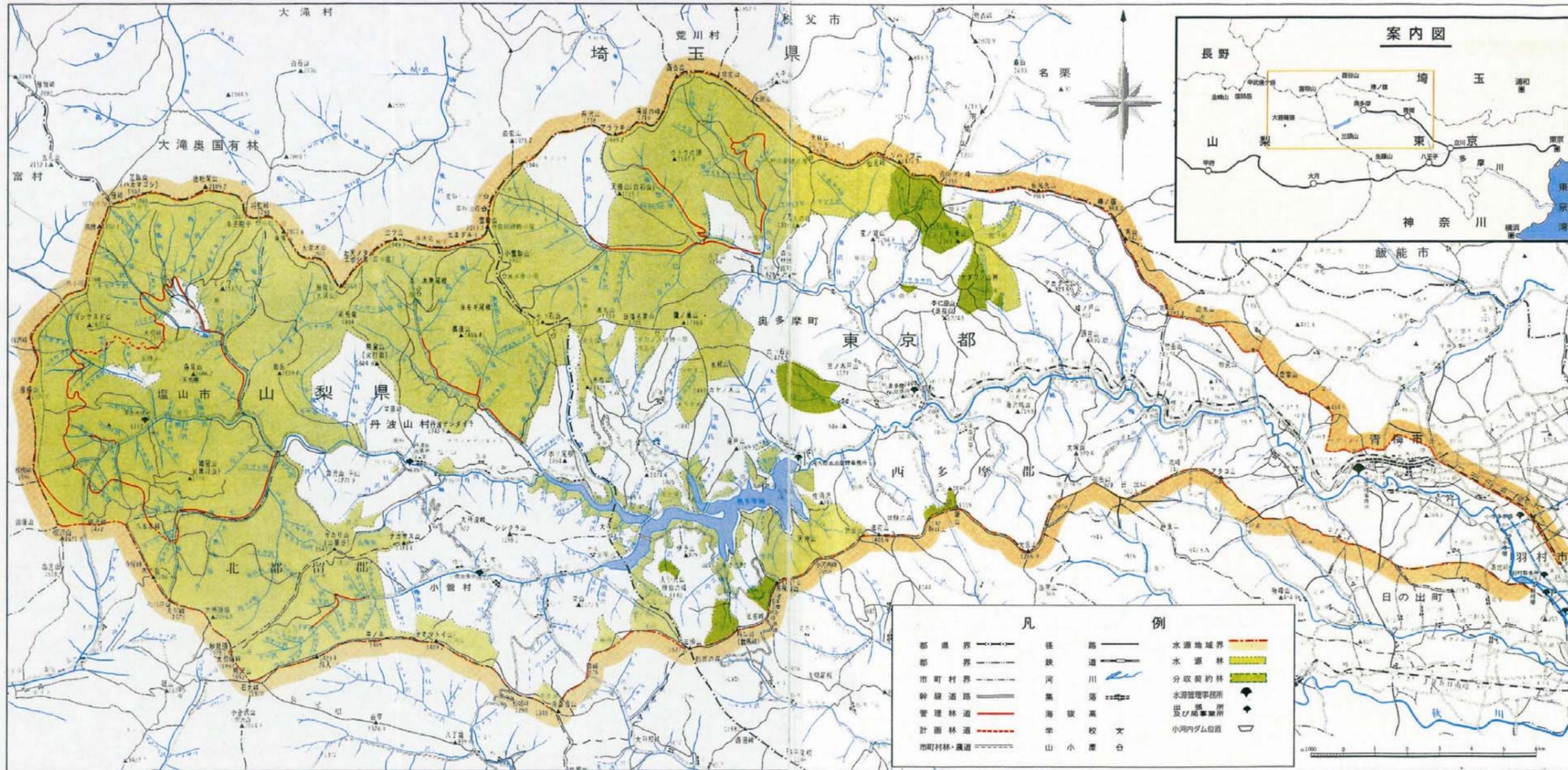


图6 安政5年三峯山周域絵図(大滝村誌資料編1)

東京都水道水源林位置図

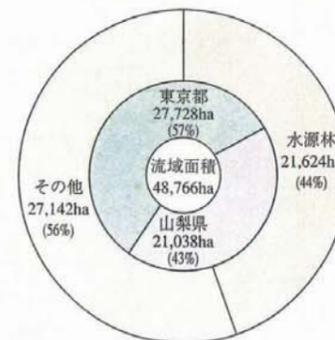


1. 水源林の位置及び面積

東京都水道局が管理する水道水源林（以下「水源林」という）は、多摩川の上流域にあり、山梨県塩山市、同県北部留郡丹波山村、同郡小菅村及び東京都西多摩郡奥多摩町に分布し、標高500mより2,100mの間にまたがり、東西約30.9km、南北約19.5kmに及んでいます。

水源林の面積は、羽村取水堰上流の多摩川流域面積48,766haのうち、44%に当たる21,624haを占め、東京都区部面積の35%に当たります。

(注)本文中の数値は平成10年3月31日現在のものです。



多摩川流域面積 (羽村取水堰上流)



水源林面積

「^たまが^がわけ^りり^{ゅう}いき^のさん^がく^{しん}こう^とし^{ぜん}ほ^ごかん^にかん^{ちゆう}さ^{けん}きゅう多摩川現流域の山岳信仰と自然保護に関する調査・研究」

(研究助成・学術研究 VOL. 34-NO. 249)

著者 ^{ながの}長野 ^{ただし} 覺

発行日 2006年3月31日

発行者 財団法人 とうきゅう環境浄化財団

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03) 3400-9142

FAX (03) 3400-9141